

可認局遞驛

明治十九年十二月四日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第十二號

英吉利法律學校



目次

一 組合法

(第九號
ノ續キ)

法學士

土方

寧

一 私犯法

法學士

奧田義人

一 代理法

(第九號
ノ續キ)

米國法律學士

菊池武夫

一 羅馬法

(第八號
ノ續キ)

法學士

渡邊安積

一 經濟學

(第十號
ノ續キ)

米國文學士

駒井重格

一 質問

八大抵社印ヲ用フルコトヲ得ヘキ暗示ノ職權ヲ有スルモノナリ
組合ニ關セル契約ヨリ組合カ利益ヲ得タル爲メ生スル所ノ責
任ヲ論ス

利益ヲ得
タルノ故
ヲ以テ組
合ノ契約
トナスヲ
得ス

無原由ノ

組合又ハ會社商社ハ其組合員又ハ社員カ他ト取結ヒタル契約ヨリ利
益ヲ得ルコトアルモ單ヘニ利益ヲ得タルノ一事ヲ以テ責任ヲ負フコ
トナカルヘシ蓋シ契約ノ利益ヲ得ルコトハ往々其契約ニ關與スルノ
徵憑ト爲ルカ故或ハ誤テ責任ヲ生スルノ原由ト爲スコトアリ宜シク
判別セサルヘカラス例ヘハ組合員カ其職權ナク全ク自己ノ資格ニテ
金ヲ借入レ又ハ物品ヲ買入レ組合ノ業務ニ費用シタルトキノ如キ單
ニ組合カ是等ノ金子及物品ヲ利用セリトノ一點ヲ以テ債主ハ組合ニ
對シ辨償支拂ノ要求ヲ爲スコトヲ得ス
商社又ハ會社ニ於テモ同シク利益ヲ得タルノ一點ヲ以テ契約ノ責任

金錢ハ償却セサルヘカラス
 會社ノ負債償却ニ充テラレタル金錢ノ債主ハ會社ノ債主ニ代ハル

チ負フコト無シト雖モ原由無クシテ不當ニ得タル金錢ハ之ヲ辦償セサル可ラサルノミナラス社ノ負債ヲ償却スル爲メニ支配人カ他ヨリ借入レタル金圓ハ假令此等ノ支配人ニ金圓借入ノ職權ナシト雖モ現ニ負債償却ニ充テタル以上ハ轉シテ社ヨリ返却スルノ責任ヲ生スヘシ左レハ支配人ニ金圓ヲ貸付ケタル債主ハ社ノ債主ノ權利ヲ讓受ケタルモノトシテ更ニ社ノ債主ト同地位ニ立ツチ得ヘキモノトス是レ恰モ幼年者ニ金錢ヲ貸シ其金錢ニシテ幼年者ノ必要的ニ支辨セラレタル以上ハ債主ハ其幼年者ノ債主トシテ權利ヲ行フコトヲ得ルト同一ノ理ナリ

責任ノ性質ヲ論ス

先ツ契約ニ付キ各組合員ノ有スル責任ヲ論セシニ代理法ニ依レハ代理人カ某ノ代理人タル事ヲ明カニ知ラシメ他ト契約シタルトキハ代

理人身自ラ其責任ヲ負フコトナキカ故組合員ノ場合ニ於テモ組合ノ代理トシテ組合カ結約セルコトニ付テハ決シテ其組合員一人限りニ責任ヲ負フコトナク必ス組合ノ一人トシテ他組合員ト連帶シテ之ヲ負フモノナリトス但シ組合員カ特ニ自己一人限ニ結約セルコト明瞭ナルトキハ格別ナリ商社ノ支配人モ組合員ト同ク商社ノ代理人トシテ結約スルヲ以テ一己ニ責任ヲ負フコトナカルヘシ代理人ニシテ其職權モナキニ代理ノ名義ヲ以テ結約セルトキハ是レ委任外ニ涉ルヲ以テ本人之レニ關セサルモ代理人ハ結約者ニ對シ其責任ヲ辭スルヲ得サルヘシ然レトモ此場合ニ於テ代理人ノ負フトコロノ責任ハ違約ヨリ生スルモノニハアラスシテ只委任外ノコトヲナシタルヨリ他ニ蒙ラシメタル損害ヲ償フニアルモノナラン組合員又ハ商社ノ支配人カ委任權外ノコトヲ爲シタルトキモ之ト同様只契約

以外ノ損害賠償ノ責任ヲ負フモノナリトス是レ第三者ハ商社又ハ組合ト結約セルモノニシテ曾テ支配人又ハ組合員一已ト結約セルニアラサレハ若シ事委任外ニ涉リ爲メニ商社又ハ組合ニ對シ違約ヲ責ムル能ハサルニ至リタル場合ハ只支配人又ハ組合員ニ對シ賠償ヲ求ムルノ外ナキヲ云フナリ然レトモ商社ノ發起人カ未タ成立セサル商社ノ代理トシテ結約セシトキハ結約ノ當時未タ其商社ノ成立ナキカ故商社ニ責ヲ負ハスヲ得サルハ勿論ニシテ此場合ハ發起人一個ノ契約ト看做スナリ

通例商社ノ支配人ノ權限ナルモノハ定款等アリテ社外人ヨリ之ヲ知ルニ容易ナレハ之ヲ知ラスシテ取引セリトノ辨明ハ採用セラレサルコト多カラシ然ルトキハ若シ支配人權外ノ所置ヨリシテ損害ヲ受クルニ至ルモ支配人ニ詐僞ナケレハ遂ニ支配人ニ向テモ要償スルヲ得

^vCommon.
^ろJoint and several.
^はSeveral.

サル如キコトアルヘシ注意セサルヘカラス
組合員カ世間ニ對スルトコロノ責任ハ之ヲ名付テ連帶責任ト云フ凡
ソ法律上ノ義務又ハ責任ニハ三個ノ種別アリ第一共同^ろ第二連帶^は第三
各別是レナリ而シテ組合員ノ負フトコロノモノハ所謂連帶責任ニシ
テ組合員各自ハ組合全部ノ責任ヲ負フモノナリトス之ヲ略言スレハ
組合ノ負債ニ對シテハ組合員ハ各自其全部ヲ支拂フノ義務アルト同
時ニ亦タ共同シテ其責任ヲ負フモノナリト云フニ在リ共同責任トハ
數人合体シテ負フトコロノモノヲ云ヒ連帶責任トハ合体シテ負フノ
ミナラス同時ニ各別ニ全部ノ責任ヲ負フトコトヲ云ヒ各別責任トハ他
ニ關連セス己レ一人ニテ負フ有様ヲ云フナリ而シテ連帶責任ハ權理
者ニ最モ利益アルモノナリ

第八回

是ヨリ私犯ニ付テ組合人ノ責任ヲ講述スヘシ
 組合員若シ私犯タル所爲ヲナストキハ其責任ハ連帶ニシテ各自其責
 ヲ免カ、ルコトヲ得ス然レトモ亦此規則ニ一ノ例外アリ即チ組合員
 ノ所有セル土地ニ對スル所有權ニ付キ私犯ノ訴訟起リシトキハ組合
 員各自ハ共同責任ヲ負フ可キモ連帶責任ヲ負ハサルコト是ナリ
 凡行爲及ヒ不行爲ハ契約法ニ於テ義務ヲ生セシムル所ノ原因ニシテ
 其行爲及ヒ不行爲ヨリ生スル所ノ責任ヲ別クレハ即チ私犯及ヒ違約
 ノ二箇トスヘシ而シテ此區別ハ甚タ便宜ナルカ如キモ實際ニ於テハ
 時トシテ之ヲ判別スルコト能ハサルコトアルヘシ而シテ英國古代ノ
 習慣法ニヨレハ組合社ノ負フ責任ニシテ違約ヨリ生スルモノナルト
 キハ合同責任トシ私犯ヨリ生スルモノナルトキハ連帶責任トセシチ
 以テ當時ニ在リテハ之ヲ區別スルノ必要アリシナラン之ヲ區別スル

私犯及ヒ
違約ノ區
別

株主責任
ノ性質

ノ困難ナルハ一事件ニテ私犯并ニ違約ニ關聯セルカ如キモノアリ例
ヘハ組合社ノ財産ヲ預カリテ組合員一人カ之ヲ濫用セシトキハ第三
者ヨリ見レハ違約ノ如クアリ又金錢ヲ濫用スルコトハ爲スヘカラサ
ル私犯ノ責ナレハ私犯トシテ論スルコトヲ得ルナリ故ニ此事件ヲ違
約トシテ損害ヲ要求スルカ私犯トシテ訴フルカ法律改正前ナレハ違
約ノ責任ハ合同ニシテ私犯ノ責任ナルトキハ連帶ナルカ故ニ從テ訴
求者ハ之ヲ撰ムニ付キ大ニ損益アリシナリ
商社ノ株主ト組合員トノ間ニ於テハ其責任ニ如何ナル異同アルカト
云フニ特許商社ハ法律上ノ無形人ナルヲ以テ其株主ノ負フ所ノ責任
ハ組合員ノ責任ト異ナルモ普通商社ハ其實組合ニ異ナラサルカ故株
主カ負フ責任ハ組合員ト同様ナリトス蓋特許商社ニ於テハ法律ヲ以
テ其責任ノ度ヲ制限スルカ故ニ株主ハ其制限外ニ負債ヲ負擔スルニ

共同株主
責任ノ廣
狹

普通法ニ
於ケル各
組合員責
任ノ廣狹

及ハス例ヘハ二人共同シテ特許商社ノ株券ヲ所持スル場合ニ於テ其
中一人死去セシ時ハ生存者ノミヲ以テ其株主ノ責ヲ負ハシムヘキナ
リ是ヨリ組合責任ノ廣狹ヲ論述スヘシ
普通法ニ據レハ凡通常ノ組合ヲ組織セル組合員ハ組合ノ負債又ハ責
任ニ就テハ自己ノ有セル財産ヲ舉ケテ之ニ任セサル可カラス即チ組
合ト組合員ノ區別ヲ立テタサルカ故ナリ是ヲ以テ債主ハ組合ノ負債
ニ付キ其辨償ヲ各組合員ニ責セムルコトヲ得又其裁判ヲ執行スルニ
方リテハ債主ノ隨意ナル組合員ニ向テ其私有財産ヨリ執行セシムル
コトヲ得ルナリ此ノ如ク組合ノ責任ハ無限ナリシヲ以テ或ハ之ニ制
限ヲ立テント欲スル者アリシカ遂ニ實行セラレスシテ依然今日ニ至
レリ然レトモ又債主トノ契約ノ有無ニヨリテ異同アルヲ以テ左ニ之
ヲ別論スヘシ

契約ナキ
場合

契約アル
場合

證明ノ責
任ハ組合
員ニ在リ

其責任ヲ負擔スルノ度ヲ豫メ債主ト約セスシテ内輪ノミニ於テ之ヲ定ムルモ是ハ組合員中ニ於テハ其効力アルヘシト雖トモ社外人ニ對シテハ毫モ効力ナキモノトス併ナカラ若シ社外ノ人ト契約シテ其責任ヲ制限スルトキハ其効力ヲ有セシムルコトヲ得

例ヘハ甲者アリ乙者ニ向テ曰ク汝ハ丙ナル組合社ニ加入スヘシ而シテ余ハ右組合ニ貸金アルモ汝ニノミ限り之ヲ要求セサルヘシト此場合ニ於テ乙カ組合員トシテ有スル責任ハ他ノ負債ニ止マリ甲ノ貸金ニ及ハサルヘシ又或ル特定ノ財産ノミニ就テ責任ヲ負フヘキ旨ヲ債主ト特約スルトキハ債主ハ此財産以外ニ向テ組合員ヲ責ムルヲ得サルナリ夫レ斯クノ如ク債主トノ特別約束ニ依リテ其責任ヲ輕重スルコトヲ得ヘシト雖モ元來無限ノ責任ヲ以テ本則トナスヲ以テ其責任ニ制限アリトノコトハ組合員ヨリ證セサルヘカラス蓋組合社ニ於テ

ハ或特定ノ財産ヲ以テ其義務ヲ盡スヘシト。ノコトヲ社外ノ人ト約シ
タルトキハ其財産ノ現存スル限リハ之ヲ以テ其義務ヲ履行スヘク若
シ之ニ由リテ履行スルコトヲ欲セサルトキハ自己所有ノ財産ヨリ之
カ義務ヲ履行セサル可カラス。又特定シタル財産若シ自己ノ怠慢ニ由リ消失スルコトアレハ原來ノ
義務即チ無限ノ責任ヲ負擔セサル可カラス。又特定ノ財産アルコトヲ
保證シタル時ノ如キハ其財産ノ有無ニ係ラス辨償ノ義務ヲ盡サ、ル
ヲ得サルカ故同シク無限ノ責任ト異ナルコトナシ。或ル人ハ自己ノ
例ヘハ會社ヲ建設セント欲スル發起人或ル特定ノ財産ヲ以テ雇人ニ
給料ヲ支拂フ可シト契約シタルトキハ發起人ハ自己一人ニ其責任ヲ
負ハサル可シ即チ確定ノ財産ニ限レハナリ。又合本會社ノ資本金ヲ以
テ之ヲ支拂フヘシトノ約束アルトキ若シ其資本金アレハ之ヲ以テ其

特定財産
ニ對スル
債主ノ權
利

義務ヲ辨濟シ然ラスシテ消失セシ時ハ之ニ關スル義務モ亦消滅スル
ナリ併シナカラ其財産アルコトヲ保證シタル場合ニ於テハ前言セル
カ如ク無限ノ責任アルモノニシテ例ヘハ或鑛山會社ヲ設立セントシ
テ發起人等ハ所々ノ鑛山ヲ買入レ其代價支拂ノ約束ニ曰ク發起人等
ハ株主ヲ募リ其募集金ヲ以テ之ヲ四度ニ支拂フヘシト又其契約書ニ
若シ支拂期日ニ募集金集ラサレハ尙六ヶ月間ノ猶豫ヲ請ハントノ言
アリタリ此場合ニ於テハ若シ右猶豫期日ヲ過キ仍ホ募集金ノ有無ニ
係ラス之カ辨償ヲ爲スヘシトノ契約ト看做サレタリ即チ無限ノ責任
ト同様ノ有様ニ歸スルモノトス
此ノ如ク責任ノ度ヲ定ムルニ付テハ種々ノ變狀アルモノナレハ負債
主即チ組合社ニ於テ財産ヲ特定シテ其責任ヲ限制シタルトキハ債主
ニ於テハ其特定財産ニ對シテ如何ナル權利ヲ有スルカト云フニ此財

産ニ就テノ債主權ハ格別是ヲ以テ抵當ノ如ク見做スヲ得ス從テ先取權ヲモ生セサルナリ併シナカラ他ノ債主ヨリ強キ點ハ組合ニ於テ其財産ヲ隨意ニ濫用スルコトヲ防禦スルコトヲ得ルコト是ナリ例ハハ或保險商社ニ於テ保險證書ヲ發行シ其金圓ハ商社ノ資本金ヨリ之ヲ支拂フ可キコトヲ約シタルトキハ其證書ノ所持人ハ商社カ其定款ニ背キ他ノ會社ト合併シ又他ニ資本金ヲ讓渡スコトヲ差留ムルコトヲ得ヘシ之ニ反スル一例ハ商社ハ或特定ノ財産ヲ以テ償却スヘキコトヲ約束スルモ之ヲ以テ此資本ヲ流通シテ營業スヘキコト又ハ他人ニ此資本金ヲ讓渡スコトヲ得ストノ契約ナリト看做スコトヲ得サレハ保險證書ノ所持人ハ未ダ證書面ノ金額ノ支拂ヲ受クヘキ場合ニ至ラサル前ニ在リテ商社カ爲ストコロノ此般ノ處置ニ對シ單ニ未來ノ損害ヲ理由トシテ要償ヲ爲スヲ得スト論決セラレタルコトアリ但シ保

資本移轉
ヲ許サレ
タル會社

責任ノ期
限

責任ノ發
生スル時

險商社ノ定款ニハ營業及ヒ資本ヲ他へ讓渡スコトヲ得ル旨ヲ記シ置
クヲ以テ普通ノ習慣トセルカ如シ斯ノ如ク規定シアルトキハ保險證
書所持人ハ新商社即チ資本ヲ讓受ケタル商社ニ向テ證書所持人タル
ノ資格アルカ故ニ舊商社ニ對スル權利ハ茲ニ消滅スヘシ
以下責任ノ永續スル期限ヲ講センニ先ツ組合員ノ責任ハ何レノ時ニ
始マルヤヲ詳說セントス
第一 責任ノ發生スル時
凡組合員タル者ハ各自其營業ヲ普通ニ實行スルニ必用ナル丈ケノ代
理權ヲ有スヘシトノ規定ハ組合ノ營業ヲ世ニ完全ニ行ハシメ組合員
各自ヲ利スル點ニ於テ缺ク可カラサルモノナリトス故ニ組合員ノ責
任ヲ論スルニハ先ツ組合社ノ成立アルコトヲ假定セサル可カラス何
トナレハ其成立アリテ始メテ組合員ノ責任起生スルモノナレハナリ

判例

判例

左レハ組合ヲ成立セント數人協議スルモ未タ組合ノ成立ナキ内ハ設
 ヒ互ニ事ヲ辨スルノ代理權アリトスルモ此代理權ハ組合ヨリ發生ス
 ルモノニアラサレハ組合ヲシテ其責ヲ負ハシムルコトヲ得ス
 例ヘハ今此ニ數人アリ其財産ヲ贖出シテ一組合ヲ組織セントスルニ
 方リ一人ハ之ニ提供スル爲メ他人ヨリ借財シタル場合ニ於テ其資本
 ナ貸シタル債主ハ組合ニ向テ其貸金ヲ要求スルコト能ハサルモノト
 ス是レ假令其金圓ハ組合ニ入りタリト雖モ元ヨリ組合成立ノ以前ニ
 於ケル一個人ノ負債ナルヲ以テ組合ヲシテ之カ責任ヲ負擔セシムル
 コトヲ得ス又一例ハ或書物ヲ著ハスニ付キ甲ナル著述者アリ乙ナル
 出版人アリ丙ナル印刷人アリ三人契約シテ曰ク汝ハ著述スヘク余ハ
 出版スヘク且會計ニ從事スヘク汝ハ印刷人タルヘシ而シテ其落成セ
 ル書物ノ利益ハ三分シテ之ヲ配布スヘシ又之ヲ印刷ニ附スル用紙ハ

判例

印刷人ニ於テ之ヲ醸出スヘシト約セリ然ルニ出版人ハ發賣ノ後于諸般ノ支拂ヲナシ其餘ノ利益ヲ分配セントシタリシカ印刷人未タ其用紙ノ代價ヲ支拂ハサルヨリシテ紙屋ヨリ著述者出版人ヲ印刷人ノ組合トシ代金支拂ノ要求ヲ訴ヘタリ其判決ニ曰ク此場合ニ於テハ未タ組合ノ成立セサル以前ノ取引ニシテ印刷人ハ一個人ノ資格ニテ之ヲ買求メタルモノナレハ甲乙ノ代理即チ組合ノ代理人トシテ買求メタルモノト爲スヲ得ス且此用紙タル丙印刷人カ一個ノ資格ニテ買取リタレハ必スシモ此組合ノ書籍ニ用ユルヲ要セス他ノ書籍ニ用ユルモ差支ナケレハ偶々組合ノ爲メニノミ使用セラレタレハトテ組合ニ支拂ノ義務ヲ負ハシムルコトヲ得サルヘシト

又一例ハ五人ノ商人アリ各其貨物ヲ船ニテ遠國ニ運送シ之ヲ賣捌キ利益ノ分配ヲ爲サントノ約束ヲ爲シ荷物ハ各自之ヲ醸出スヘシ而シ

判例

テ之ヲ運送シ賣却ノ後其利益ヲ分配スヘク又其利益分配ノ方法ハ醜
出シタル荷物ノ多寡ニヨリテ之ヲ定ムヘシトノコトナリシカ其中ノ
一人ハ貨物ヲ他ヨリ買取り醜出シタルニ其代價ヲ支拂ハサルヨリ五
人ノ者ヲ組合トシ起訴セシカ判決ニ曰ク貨物ヲ買取りタル時ハ組合
未タ成立セス唯貨物積載ノ日ヨリ組合成立スルモノナレハ其前ノ取
引ハ一人一個ニ止マリ組合ニ及ハスト
又甲乙二人ノ組合アリ丙ヨリ金圓ヲ借受ケタリ而シテ甲乙二人ハ丙
ト相談シテ曰ク此金圓ヲ返済スルニ就テハ三人合同シテ遠國ニ品物
ヲ送り賣却シ其利益ヲ以テ各自ニ之ヲ配分スヘシ而シテ其方法ハ組
合即チ甲乙ニテ品物ヲ買取り之ヲ積ミ送り賣却シテ得タル代價ハ一
切之ヲ丙ニ送り丙ハ其内ヨリ右貸金ヲ引去リ其餘ノ利益ハ之ヲ三人
ニ平分スヘシ若又損失アル時ハ丙ニモ負擔セシムヘシト然ルニ組合

ノ一人甲ハ右物品ヲ代價後拂ニテ賣取リタリ此場合ニ於テ甲乙丙三人ハ連帶シテ代金ヲ支拂フノ義務アリ何トナレハ右物品ハ甲乙丙三人ノ決議ニ基キ買入レタルモノニシテ設ヒ丙ニ於テ支拂ヲ爲ス可キコトハ三人トモ之ヲ豫期セサルヘキモ共同決定ノ事業ハ物品買入レノ時ニ始マリタルヲ以テ丙ハ其責ニ任セサル可カラスト判決セラレタルコトアリ但シ此判例ヲ以テ組合ヨリ生スル暗示ノ代理權ニ原由スルモノトナスニハ甚タ困難ヲ覺ユルナリ何トナレハ未タ甲乙丙三人ノ間ニ組合ノ成立ヲ認ムルニ難ケレハナリ然レトモ組合ノ成立如何ニ係ハラス通常本人代理人ノ關係ヨリ之ヲ論スレハ丙ハ甲乙ニ物品買入ノコトヲ暗ニ委任セルモノト認知シ得ヘケレハ寧ロ此點ニ關スル論決トナスカ允當ナラン

第九回

前回ニ於テハ未タ組合ノ成立セサル前ハ組合ハ何等ノ權利義務ヲモ有セサルカ故從テ組合員ニ於テモ亦組合員トシテ責任ヲ負フコトナキ旨ヲ講述セリ本日ハ已ニ成立セル組合ヘ新ニ加入セシ組合員ノ世ニ對シテ負フ所ノ責任如何ヲ論セン

新入組合員ノ社外ニ對シテ負フ責任ヲ論ス

先回ニモ講述セルカ如ク諸人ノ間ニ未タ組合ノ成立ヲ見サル前ニ其諸人ノ爲シタルコトヲ以テ組合ニ責任ヲ負ハシムルコトヲ得サルト同様今已ニ成立スル所ノ一ノ組合ニ新ニ加入セシ者ノアランニハ其者ハ加入以前ノ事柄ニ付テハ毫モ責任ヲ負ハサルモノトス尤モ既ニ組合員ト爲リタル以上ハ互ニ代理權ヲ有シ且又法律上ヨリハ組合ト組合員ト各別ニ見做サ、ルヲ以テ新ニ加入セシ者アルトキハ其加入後ノ事柄ニ付テハ固ヨリ責任ヲ負フハ當然ノコトナレトモ以前ノ事

新加入者
ノ責任如何

追認ノ原
則ヲ適用
スル能ハ
ス

判例

柄ニ付テハ毫モ關係セサルナリ即チ既ニ組合ニ加入シタルノ故ヲ以テ其以前ノ事柄マテチ承認シテ加入シタリトノ證據ニハナラサルナリ或ハ之ヲ本人代理人ノ間ニ存スル追認ノ原則ニ由リテ論センカ即チ追認トハ我カ許サ、ルコトチ他人我カ名義チ冒シテ取斗ヒタルトキ後我之ヲ認諾スレハ恰モ當初ヨリ我カ命シテ爲サシメタルト同様ノ有様ニ立至ルモノナリトノ謂ニ外ナラサレハ加入前ノ事柄チ假令加入者ニ於テ引請クヘシト認諾スルモ元來其加入者ノ名義チ以テナシタルコトニ非レハ如何ニ之ヲ認諾スルトモ加入者自ラノ爲シタル事柄ト同様ニスルコトチ得サルモノナリ

左ニ例チ掲ケテ之ヲ解説センニ

第一例 爰ニ甲組合アリ曾テ乙某ヨリ物品チ買取ル可キノ約定チナシ乙某ハ既ニ甲ノ需ニ應シテ該物品チ送致セリ其後丙ハ甲組合ノ新

組合法

八十七

一九

一八

加入者トナリタリ當時甲組合ニ於テハ乙某ヨリ買取りシ物品ノ代價ヲ皆濟セサルヲ以テ乙某ハ現組合員タル丙者ヲ組合ト共ニ相手取り其代金ヲ請求スルコトヲ得ルヤト云フニ上來述ル所ノ理由ヲ以テ丙者ニ其義務ヲ負ハシムルコト能ハス是レ丙者ハ其加入前ノ事柄ニ關シ責任ヲ負ハサレハナリ

第二例 商業上他ヨリ幾千ノ資本金ヲ借リテ營業セシニ到底持續ス可カラサルヲ以テ此ニ他ノ二人ト合併シ一ノ組合ヲ爲シ商業ヲ營ミタリ然ルニ之レサヘ思フカ儘ニ利純ヲ得ス遂ニ身代限ヲ出スニ至リタリ此時甲ト組合ヲ作りシ他人ハ甲者最前ノ借財ニマテ付テ責任アリヤト云フニ決シテ然ラス最前ノ借財ニ付テハ甲一人其責ヲ負ヒ他人ニ及ハサルモノトス

此原則タル獨り組合ノミナラス會社商社ノ發起人又ハ創立委員ノ如

判例

會社商社
ノ創立委
員ニ此原
則ノ適用

キモノニモ適用シ得ヘシ

第三例 商社ヲ設立セントスル五人ノ創立委員カ蒸氣器械ヲ注文シ其約定ヲ取り換ハシタリ然ルニ其機關ノ出來サル中ニ一人其委員ニ加入シ六人トナリタリ後彌注文セシ器械モ出來上リタレトモ委員等ハ之レカ代價ヲ拂ハサルノミナラス引取ヲモ拒ミタリトスルトキハ賣主ハ當初注文シタル五人ノ委員ニ對シテ起訴スルコトヲ得レトモ加入セル一人ニ對シテハ訴フルコトヲ得ス何トナレハ其事柄タル一人ノ加入スル以前ニ既ニ約定成レルヲ以テナリ

尤モ右ハ明確ナル注文約定書アル場合ヲ云フモノニシテ此時他ノ一人ハ五人ノ前約ニ基キ己レモ其責任ヲ負フコトヲ注文先ニ對シ默約シタルモノトシテ其責ヲ負ハセシメンカ否ラス既ニ契約法上明確ナル約束ノ存スル時ハ同事件ニ關スル暗黙ノ約束アリト推測スル能ハ

組合法

八十九

≒Implied contract.
≒Express contract.

判例

新契約アリト看做
シ得ル

サルヲ以テナリ凡テ一ノ事件ニ付テ暗黙ノ契約ノ起ル場合ハ其事件ニ關シ明確ナル契約ノ存セサル場合ニ限ルモノトス譬へハ店頭ニ於テ一物ヲ取り來リシ時ハ其代價ヲ拂フ可シトノ暗黙ノ契約アリタルモノト看做シ得ヘキモ若シモ別ニ一時借入ノ爲メ取り來レリトノ明確ナル約束ノ存スルトキハ代價ヲ拂フテ買取ルヘシトノ暗黙契約アリトスルコト能ハサルカ如シ

第四例 甲小賣米商常ニ乙米問屋ヨリ一石ニ付キ何圓ト其價ヲ定メテ米ノ取引ヲナスカ或ハ又大工カ常ニ瓦師ヨリ瓦百枚ニ付何十錢ト定メテ取引ヲナシ居タルニ營業ノ都合ニ由リテ甲小賣米商或ハ大工ハ丙ナル者ト合併シテ組合ヲ爲シ従前ノ業ヲ營ミ米又ハ瓦ハ是迄通り時々買取リ來レリ此場合ニハ丙ハ加入後ニ送り來レル米又ハ瓦代金ニ付テハ甲或ハ大工ト連帶シテ支拂ノ責ニ任ス可キモノトス是レ

加入者カ
 負債ヲ引
 請ルコト
 債主ハ特
 ニ契約セ
 サレハ加
 入者ニ對
 スル權利
 ナシ

蓋當初ハ唯一石ニ付何圓百枚ニ付何十錢ニテ以後取引セント定メタルノミナレハ其取引毎ニ別々ノ契約ヲナスモノト看做シ得ヘキカ故丙加入後ノ取引ニハ丙モ其時毎ニ契約者ノ一人トナリ居ル譯ナレハナリ左レハ當初米屋カ何十石ヲ何圓ニテ買ハント約シ其石數ヲ取極メタルトキハ丙加入前後ニ其石數ヲ幾度ニ受取ルモ是レハ當初米屋カ爲シタル契約ヲ引續キ履行シ居ルマテノコトナレハ丙ハ其加入前後ヲ問ハス代價支拂ノ責任ヲ負ハサル可カラス此ノ如ク新入者ハ其以前ノ事柄ニ付テハ責任ナキヲ通例トスレトモ自ラ好ンテ其負債ヲ引受ケントスルハ隨意ナリトス然レトモ唯組合員ニ向テ其負債引受ノコトヲ云フタレハトテ組合員互ノ間ニハ其義務ヲ負フ可キモ社外人ニ對シテハ決シテ其責ナキモノトス故ヲ以テ組合ノ債主ニ於テ新入組合員ニ對シテ負債ノ請求ヲ爲サントスルニ

ハ義務更換ノ約ナリトモナカラサル可カラス即チ加入者ト債主トノ
 間ニ特別ノ契約ナケレハ加入者ニ對シ請求ノ訴ヲ起スコト能ハサル
 ナリ
 上來講述セシ所ヲ約言スレハ新入組合員ハ加入前ノ事柄ニ付テハ責
 任ヲ負ハス又組合員ニ向テ其負債ヲ引受タルコトヲ云フタルトキハ
 組合員ニ對シテ盡ス可キ義務アルモ社外人ニ對シテハ責任ナシ只其
 責任アルハ更ニ社外人ト約束ナセシトキニ限ルモノナリ
 法律ハ右ノ如ク規定スレトモ實際ニ於テハ成可ク加入者ニ對シ加入
 前ノ負債ニ付其責ヲ負フコトヲ債主ヘモ約諾セルモノト認ムルニ付
 テハ細末ノ間接證據モ之ヲ採用スルノ傾向アルヲ知ルヘキナリ即チ
 組合員ニ對シテ従前ノ負債ヲモ引請ント云フタルコトヲ以テ新加入
 者カ社外ノ債主ニ對シ引請ケテ約諾セルノ證據トナシタル如キ判例

(k) Prosecution (s) Criminal Sanction. (w) Legal sanction.
(-) Action. (h) Civil sanction.

アラサルコトハ三歳ノ童子モ之レヲ知ルナリ是レ即チ快樂ハ人ノ好ム所ニシテ其去就國民ノ意ニ存シテ主權者カ法律ヲ強行スルノ器具タルニ足ラス之レニ反シテ主權者カ苦痛ヲ與ヘテ法律ノ遵奉ヲ強迫スルニ至レハ國民ハ即チ法律ヲ遵奉セスンハ自己ノ最モ嫌惡スル苦痛ヲ受クルヲ以テ止ムヲ得ス之レヲ遵奉スルコト、ナリテ法律モ自カラ行ハル、譯ナリ故ニ法律ノ制裁ハ主權者カ犯則者ニ蒙ラシムルノ惡報ナリトハ云フナリ

サテ法律ノ制裁即チ惡報ヲハ分チテ二種トナス刑事制裁及ヒ民事制裁是レナリ刑事制裁トハ邦國或ハ其代理人ノ請求ニ仍リテ主權者カ公犯ヲ行ヒタル者ニ蒙ラシムル刑罰ヲ云ヒテ其之レヲ請求スル方法ヲ公訴ト云フ民事制裁トハ被害者或ハ其代理人ノ請求ニ仍リ私犯廣キ意味ニ用ユテ行ヒタル者ニ蒙ラシムル惡報ヲ云ヒ其之レヲ請求ス

ル方法ヲ私訴^(一)又ハ訴訟ト云フナリ刑事ノ制裁ノコトハ之レヲ茲ニ論
 ゼス而シテ民事ノ制裁モ又之レヲ悉ク茲ニ論スルヲ要セサルナリソ
 ハ「ト」ト即チ私犯^(二)狹キ意味ニ用ユ^(三)ハ前ニ述ヘタルカ如ク契約上ノ非
 行ヲ含蓄セサルカ故ニ民事ノ制裁中ニテモ重ニ契約ニ關スルモノハ
 別ニ茲ニ言フヲ要セス又言フニ及ハサレハナリ其レ然リ而シテ民事
 ノ制裁ヲ分チテ五種トナス^(一)償金^(二)禁令^(三)義務履行^(四)復權^(五)無効即
 チ是レナリ此五種ノ内義務履行ト無効トハ全ク契約上ノ制裁ナリ其
 他ノ制裁モ又契約上ニ用ユレトモ「ト」ト即チ私犯ノ制裁トモナルカ
 故ニ之レヲ茲ニ論究セサルヘカラス仍テ此章ヲ三節ニ分チ第一節ニ
 償金第二節ニ禁令第三節ニ復權ノコトヲ説カント欲ス

第一節

償金^(四)
ダメーシエー

償金トハ法廷ノ判決ニ從テ爲害者ヨリ被害者ニ對シ損害賠償トシテ

(~)Liquidated and.
(ε)Unliquidated damages.

拂ヒ渡スヘキ金員ヲ云フ元來諸君モ能ク知ラル、如ク貨幣ハ貿易ノ媒介物ニシテ即チ價直ノ標準トナルモノナルヲ以テ犯權或ハ怠務ヨリ生スル損失モ之レヲ貨幣ニ算當シ得ル者頗ル多シサレハ他人ニ損害ヲ蒙ラシメタル者ニ裁判ニ仍テ之レカ賠償ヲ命スルニハ金員ヲ拂ハシムルヲ以テ最モ便利ナル方法トセリ夫レ然リ而シテ償金ニハ種々ノ種別アリ左ニ之レヲ畧陳スヘシ

一、^(~)定額償金及不定額償金 定額償金トハ爲害者ヨリ被害者ニ拂ヒ渡スヘキ金額ノ初メヨリ定マリテ原被双方ニ敢テ争ヒノナキモノヲ云フ此種ノ償金ハ契約ノ場合ニ存スルコト多シトス例ヘハ借金ヲ怠リタル時債主ノ請求ニ依リ法廷カ負債主ニ命シテ拂ヒ渡サシムル金員ノ如シ不定額償金トハ爲害者ヨリ被害者ニ拂ヒ渡スヘキ金員ノ額ガ初メヨリ定マルニアラスシテ法廷ノ判決ニ仍リテ始メテ定マルモ

ノチ云フ此種ノ償金ハ契約上ノ制裁ニモアリト雖モ私犯ノ制裁ニ最モ多シトナス例ヘハ名譽ヲ毀損セラレタルトキニ請求スル損害賠償金ノ如キハ其額法廷ノ判決ニ仍リテ始メテ定マルナリ定額償金ト不定額償金ノ實際上大ニ異ナル所アルハ定額償金ノ場合ニ於テハ判事若クハ陪審官カ原告ノ請求額ヲ増減スルコトヲ得サルモ不定額償金ノ場合ニハ原告ノ請求額ヲ減スルコトヲ得ルコト是レナリ尤モ此場合ト雖モ原告ノ請求額ニ超過スル償金ヲ命スルノ例ナシ是レ畢竟原告自カラ請求シタル額ヲ以テ満足スルニ殊更ニ法廷カ被告ヲ苦シマシムルノ理ナキヲ以テナリ

二、實額償金及名義償金　實額償金トハ實際被害者ノ蒙リタル金銭上ノ損失ヲ償フニ足ルヘキ償金ヲ云フ名義償金トハ被害者カ自己ノ權利ヲ犯サレタルモ實際被害者ニ金銭上ノ損失アラサリシ時爲害者

(x)Injunction or Prohibitory (y)Penal or vindictive.
command. Damages.

ナシテ最小額ノ金員ヲハ償金ノ名義ヲ以テ拂ヒ渡サシムルモノヲ云
フ元來名義償金ノ目的トスル所ハ被害者ノ蒙リタル損失ヲ償ハシム
ルニアラスシテ被害者ノ權利ヲ法廷ニ於テ確定スルニ止マルモノト
ス故ニ之ヲ名義償金トハ稱スルナリ

三、懲罰^(y)償金 懲罰償金トハ被害者ノ蒙リタル損金ヲ償フニ足ルヘ
キ金額ニ超過シテ懲罰トシテ附加スル償金ヲ云フ例ヘハ甲者ハ詐僞
ノ所爲ヲ以テ乙者ニ百圓ノ損失ヲ蒙ラシメタルコトアリトセンカ法
廷ハ甲者ヲシテ其詐僞ノ所爲ヨリ生シタル損失ヲ償ハシメ并ニ其所
爲ヲ懲罰スルノ點ヲ以テ二百圓ノ償金ヲ科スルカ如シ

第二節 禁令^(x)

禁令トハ法廷ノ命令ニシテ法律ニ違ヒ或ハ權利ヲ犯シ或ハ義務ヲ怠
ラントスルノ企ヲ妨ケ或ハ犯權怠務ノ所業ヲ中止スルモノヲ云フ例

(㊤)Final or Perpetual injunction.

(㊦)Interlocutory or Preliminary Injunction.

へハ甲者アリ其隣ナル乙者ノ家屋ヲ害スヘキ堀ヲ鑿ツコトニ着手シ
タル時乙者之レヲ法廷ニ訴ヘテ其中止ヲ乞ヒ或ハ甲者カ近隣人民ノ
健康ヲ害スヘキ業ヲ起ストキ其近隣ノ者之レヲ訴ヘテ其中止ヲ請ヒ
タル場合ニ法廷ハ其請求ニ應シテ禁令ヲ下シ其着手ヲ中止セシムル
カ如キ是ナリ抑モ禁令ハ其受令者ノ行爲ヲ禁止或ハ停止スルニ止マ
ルモノニシテ爲害者ノ犯行連續スルカ又ハ爲害者カ將サニ犯行ヲ企
テントスル時ニ而已發スヘキモノトナスヲ以テ爲害者ノ犯行已ニ過
去ニ屬スレハ他ノ制裁ヲ請ハサルヘカラサルモノトス
禁令ニ二種アリ一(㊤)本禁令トシ二(㊦)テ假禁令トス假禁令トハ其禁令ヲ
請フ者ト其禁令ヲ受クル者トノ權利義務ノ未タ確定セサル時其確定
スルニ至ルマテ假リニ受令者ノ行爲ヲ停止スルモノヲ云フ例へハ甲
者アリ乙者ノ山林ニ入りテ採薪セントスルニ當リ乙者ハ之レヲ犯權

ノ所爲トナシ法廷ニ訴ヘ禁令ヲ請ヒタルトキ法廷ハ先ツ甲者ノ採薪
ヲ停止シ而シテ甲者カ果シテ乙者ノ山林ニ採薪權ヲ有スルヤ否ヲ判
定スルカ如シ本禁令トハ其禁令ヲ請フ者ト受クル者トノ間ノ權利義
務カ明定セル時受令者ノ犯行ヲ永久ニ禁止スルモノヲ云フ例ヘハ今
掲ケタル例ニ於テ果シテ甲者ニ採薪權ナシト判定シタル時ハ假禁令
ヲ改メテ本禁令トナスカ如シ

第三節 復權^(わ)

復權トハ他人ノ爲メニ權利ヲ奪ハレタル者ニ法廷ノ判決ニ仍リテ其
權利ヲ回復スル方法ヲ云フ例ヘハ甲者アリ本來乙者ノ相續スヘキ家
督ヲ押領シタリトセンカ乙者ハ之レヲ法廷ニ訴ヘ其家督相續權ヲ回
復スルカ如キ又物件ノ訴ヘニ依リ其物品ヲ返還セシムルカ如キ皆
ナ是レナリ

己上ハ私犯ニ對スル制裁ノ大要ヲ示シタルマテナレハ其之レヲ適用
スル場合ハ蓋シ諸君カ第二編己下ニ於テ知ルコトヲ得ヘシ只右陳述
シタル制裁ノ種類中最モ必要ニシテ最モ其適用ニ困難ナルモノハ償
金トス何トナレハ不定額ノ償金ニ至テハ其額ヲ定ムルコト甚タ六ヶ
敷ヲ以テナリ故ニ次章ニ於テ其償金ノ基本トナルヘキ損害計算法ノ
コトニ就キ聊カ講スル所アルヘシ

第三章 損害ノ計算^(か)

通常契約上ヨリ生シタル損害ナレハ額ノ定マリタルモノ多ク又タト
ヒ定マラサルモ損害ノ實額ヲ計算スルコト甚タ容易ナルカ故ニ別ニ
彼是レ議論スルニモ及ハサルコトナレトモ私犯ヨリ生シタル損害ニ
至リテハ兎角ニ其額ヲ計算スルコト難ク隨テ法律上ニ定ムル之レカ
計算法ニ至リテモ頗ル漠然トシテ一向基ク所ナキモノ、如シサレハ

ニヤメ^(x)ー^(x)ン氏モ其著書ナル有名ノ損害計算法論ニ私犯ノ内ニハ其損害ノ計算シ難キ場合數多アリテ至ツテ困難ナルコトヲ説キ居レリ去リナカラ其内ニテモ財産ニ對スル私犯ヨリ生シタル損害ハ自體若クハ榮譽等ニ對スル私犯ヨリ生シタル分ヨリモ計算上稍々其實額ヲ得ルニ易キハ身體又ハ榮譽ニ對スル私犯ヨリ生シタル損害ハ何ヲ憑準トシテ之レカ計算ヲナスヘキカ實ニ基ク所トテハ更ニナキコトナレハ陪審官ナトノ評決ニテ之レカ額ヲ定ムルノ外ナキナリ斯ル次第故損害計算上ニ於テハ私犯ノ種類ニ因テ彼是レ其法規ノ異ナラサルヲ得サル所モアリ其他又之レニ關係シタル事柄ニテ講シ置キタキモノモアレハ追次節ニ分ツテ大畧ヲ講述スヘシ

第一節 身體若クハ榮譽ニ對スル私犯ニ由テ生シタル損害ノ計算

私犯法

四十九

(3) New trial.

(κ) Jury.
(η) Judges.

身體若クハ榮譽ニ對スル私犯ニ由テ生シタル損害ヲ計算スルニハ別
ニ定則ナクシテ只一ニ陪審官ノ評定ニ任セ陪審官ノ評決ニ由テ定メ
タル額ナレハタトヒ巨額ニ失スルトモ裁判官ハ決シテ之レニ喙ヲ容
ルハコトナクシテ其評決通りニ裁判ヲ下スヲ法トナセリ併シ陪審官
ニシテ情實ニカラマレタトカ或ハ賄賂ヲ貪タトカ又ハ偏頗ノ評決ヲ
ナシタトカ云ヘル實證ノアルトキニハ裁判官ハ喙ヲ容レテ其評決ヲ
認可セサルコトアルハ勿論ナリ苟モ斯ル不正ノ事情ナクンハ裁判官
カ陪審官ノ評決ニ干涉スルコトハ甚タ稀ナルカ如シサレハ陪審官ノ
評決ニ由テ定メタル損害ノ額カ非常ノ極度ニ達シ居ル場合ニアラサ
レハ被告人ヨリ之レカ再審ヲ求ムルヲ得サルナリ其再審ヲ求ムルコ
トヲ得ル場合ハ何レノ時ニアルカト云ヘハ即チ前ニ擧ゲタルカ如ク
陪審官カ情實ニカラマレ又ハ賄賂ヲ貪リ或ハ偏頗ノ評決ヲナシタル

時等ニ限レリ去リナカラ陪審官ナレハトテ被害者即チ原告カ要求シタル損害額ヨリ増加スルコトヲ得サルハ當然ノコトニシテ其評決ニ由テ原告ノ要求額通りニスルカ又ハ之レヨリ減額スルカ此二ツノ内一ニ歸スルコト、知ルヘシ是レ全ク民事上ノコトニ付テハ裁判所ハ被害者ノ要求ヲ待チテ初メテ之レカ裁判ヲナスコトナレハ被害者ノ要求セサル點ニマテ干涉スルヲ得サルノミナラス被害者ニシテ既に満足ノ額ナリトシテ定メ來レルモノヲ態々増額スルハ裁判所ノ性質上ナスヘキ事柄ニアラサルヲ以テノ故ナリ今茲ニ一二ノ例ヲ示シテ已上述ヘタル所ヲ尙ホ一層明カニナスヘシ

茲ニ甲者アリ不法ニモ理由ナクシテ其雇ヘル職人ヲハ六時間計リ監視シ置キタリ併シ其監禁セル間甲者ハ該職人ヲ善ク待遇シ食事其他百事差支ヘナキ様注意シタルノ事實ハ明瞭ナリシ然レトモ該職人ハ

甲者ニ對シ不法監禁ノ訴ヲ起シタルニ由リ陪審官ハ其事實ヲ糺シ終
 ニ甲者ハ職人ニ對シ三百磅ノ賠償ヲナスヘキモノタルコトヲ評決シ
 裁判官モ其評決通りニ之レカ賠償ヲ甲者ニ申渡シタリ是レ即チ一ノ
 實例ナルカ僅々六時間ノ監禁ニシテシカモ其間ハ善キ待遇ヲナシタ
 ルニ三百磅ノ賠償金ヲ申渡サレタルハ甲者ニ取リテハ實ニ意外ノコ
 トナルヘケレハ定メテ驚愕シタルコトナラン又職人ニ取リテモ自分
 ヨリ請求シタルコトハ云フモノハマサカニ六時間ノ監禁位ニ三百
 磅ノ利益ヲ得ルトハ少シ望外ニテアリシコトナルヘクシテ斯様ナ譯
 ナレハ毎日ニテモ監禁シテ臭ルハモノカアレハ大幸ナリトノ感覺モ
 生シタルヘシ此三百磅ノ額ハ何ヲ憑準トナシテ之レヲ定メタルヘキ
 カ一二ノ先例位ハアリシコトナルヘキモ別ニ確乎トシタル憑準ハナ
 カリシヤ必セリサレハ全ク陪審官ノ分別ニテ由テ定マリタルモノニ

テ其理由トスル所ハ何レノ點ナルヘキカヲ吟味スルニ元來身体ノ自由ハ最モ重大ノ權利ナリ甲者ハ即チ其重大ノ權利ヲ犯シタルモノナレハ時間ノ長短待遇ノ如何ニ關セス犯シタル權利ノ重大ナルニ對シテモコレシキノ償金ヲ出スハ當然ナリトノ理ニ基キタルモノ、如シ即チ六時間身体ノ自由權ヲ妨ケラル、ハ三百磅ヲ價ヒスルモノト知ルヘシ權利モ又大切ナルモノト云ハサルヘカラス實例ノ事實ニ據ルニ此場合ニ甲者ハ賠償金カ過度ニ失スルトテ再審ヲ求メタレトモ裁判所ハ終ニ聞届ケサリシナリ元來斯ル實例ノ如キ場合ニハ被害者ヲ受ケタルハ損害ノ實額ヲ計算スルコトハ隨分テキ得ヘシ即チ監禁サレタルカ爲メニ自己ノ職業ヲナスコトヲ得サリシ邊ヲ能ク吟味シテ大抵其職業ノ價ヲ割出セハ損害ノ實額ヲ得ルニ甚タ難シト云フヘカヲサルナリ然レトモ何シハ權利ヲ犯シタルノ事實アリテシカモ其重

大ノモノナリシト云フトキハ權利ノ價ヲ計算スルコト到底ナシ得ヘ
カラサルコトナレハ止ムヲ得ス陪審官ノ評決ニ任スノ外別ニ公平ノ
手段ナキノミナラス斯ル場合ニハ巨額ノ償金ヲ命ジ一ハ權利ノ重キ
ヲ知ラシメ一ハ爲害者ヲ懲スカ法律ノ精神ナレハタトヒ損害ノ實額
ヲ計算スルコトヲ得ルモ實際ノ損害額ノ外尙ホ一層巨額ノ賠償ヲ命
スルヲ常トセリ是レ即チ此判決アリタル所以ナリ

又茲ニ甲者アリ乙者ヲ書面ニテ誹譏シタルニ據リ乙者ハ甲者ニ對シ
誹譏ノ訴ヘテ起セリ然ルニ其事實ヲ糺セハ甲者ハ書面ニテ乙者ヲ誹
譏シタルニ相違ナシト雖モ世人乙者ヲ信スルノ厚キ甲者カ乙者ヲ誹
譏シタルチ一笑ニ附シ敢テ乙者ノ面目ヲ損シタルニモアラス又隨テ
金錢其他ニ損害ヲ蒙リタルコトナシト雖トモ陪審官ハ二百磅ノ賠償
ヲ甲者ニ申渡シテ可ナリトノ評決ヲナシ裁判官モ其評決通之レヲ申

引留權ノ
目的

一般引留
權ヲ有ス
ル代理人
ノ種類

券ヲ取ルトキハ茶箱ニ付テハ此權消滅スヘシ又或ハ本人ニ反對ノ權
 利ニ由リ物品ヲ占有スル旨ヲ主張スル場合例エハ該引留ヲ爲ス物品
 ハ本人ノ物ニ非スシテ代理人自身ノ物品ナリト主張シテ占有スレハ
 此權消滅スルモノトス何トナレハ此場合ハ代理人ノ資格ニテ物品ヲ
 占有セサレハナリ

都テ代理人ノ引留權ヲ有スル目的ハ如何ト云エハ單ニ本人ヲシテ自
 分ニ受取ルヘキ金ヲ拂ハシムル方便ニ過キサレハ縱令本人力之ヲ拂
 ハサルモ物品ヲ賣却シテ自分ノ權利ヲ満足スルヲ得サルナリ

扱代理人ノ引留權ハ通常特別ノ引留權ナリト云ヘルカ是レニ例外ア
 リ

此一般ノ引留權ヲ有スル人ニ就テ一二ノ例ヲ舉グレハ

第一 代理人

(三) Proceeds of sale.

(一) Banker.

(四) Insurance Brokers.

(二) Factors or Commission Merchants.

代理人ハ訴訟事件ニ付テ立替エタル訴訟入費ニ付キ一般ノ引留權ヲ
 有ス即チ依頼人ヨリ數事件ヲ依頼サレ其中ノ何レノ件ニテモ入費ヲ
 拂ハサルトキハ他件ノ訴訟書類ヲ引留ムルヲ得ヘシ
 第二銀行^(一) 銀行ハ貸金ノ抵償トシテ預ケ金又ハ抵當物ヲ引留ムルコ
 トヲ得又賣買^(二) 仲人ノ如キモ亦一般ノ引留權ヲ有スルナリ而シテ賣買
 仲人ハ荷主ヨリ預リタル物品ノ賣拂代金ニ對シテモ亦引留權ヲ有ス
 是レ他ノ代理人ト異ナル所ナリ尋常ノ代理人ニ在リテハ只物品ニ付
 キ引留權アリト雖モ賣買仲人ハ物品ノミナラス其賣却代金^(三)ニ就テモ
 亦引留權ヲ有スルモノナリ
 又保險^(四) 周旋人ハ其營業ノ慣習ニヨリテ自己ト依頼人トノ間ノ保險諸
 勘定ニ付キ保險證書ニ對シテ引留權ヲ有スルナリ即チ自己ノ受クヘ
 キ手數料又ハ保險料ノ立替金等アリテ依頼人之ヲ支拂ハサル間ハ依

頼人即ち本人ノ名前ニテ受取リタル^(五)保險證書ヲ引留ムル權利アルナ
リ
乍併一般ノ引留權ハ通常同一ノ事業又ハ同様ナル事業ヲ爲シタルヨ
リ代理人ノ受クヘキ手數料等ニ付テ存スルモノニシテ全ク異種類ノ
モノニ付受クヘキ手數料立替料ノ爲メ存スルモノニ非ス一例ヲ舉ク
レハ賣買仲人カ物品賣買ノコトヲ委任セラレテ賣買ニ付キ自己ノ受
クヘキ口錢及立替料アレハ本人ヨリ賣買ノ爲メ預カリタル物品ニ對
シ引留權ヲ有スルコトナレトモ若シ本人ヨリ生命保險ノ事ヲ委嘱セ
ラレタルトキハ保險事務上受取ルヘキ口錢又ハ手數料ニ付キ賣買ス
ヘキ物品ヲ引留ムルコトヲ得ス是レ賣買ト保險トハ事業ノ種類ヲ異
ニスルヲ以テナリ
サテ代理人ニ引留權アルコトハ代理人ヨリ本人ニ對シテ金錢ヲ請求

本注生
人ス意
ノルヨ
不責リ

(-) Negligence.
(二) Wrongful Act.

スルノ權利ヲ妨害スルモノニアラス即チ代理人ハ引留權ヲ有スルコトナレトモ必スシモ此權ニ由リ支拂ヲ強ユルヲ要セス直ニ本人ヲ訴ヘテ立替金等ヲ請求スルコトヲ得ルナリ

本人若クハ主人ハ代理人又ハ奴僕ニ對シテ自己ノ不注意及不正ノ處爲ニ付キ責任ヲ有スルモノトス乍併此事ハ本人代理人ノ關係ニ特種ナルモノニアラス即チ關係ノ有無ニ拘ハラス甲タル者ハ自己ノ懈怠不注意ニヨリ乙ニ損害ヲ加エタル時ハ之カ責任ヲ負ハサルヘカラサル原則ノ適用ノ一例タルニ過ス前ニ申述タル通り代理人ノ起原ハ奴隸ニシテ其奴隸カ追々進化シ奴僕トナリ代理人トナリタル時代ニハ自分一己ニ權利義務ヲ有スルニ至リ從テ本人若クハ主人ニ對シテ契約上若クハ私犯上ノ權義ヲ生シタレハ主人若クハ本人ハ其奴僕又ハ代理人ニ對シテ責任ヲ負フヘキハ勿論ナリ

然ルニ同一主人ノ下ニ使役セラル、奴僕間ニ在リテ一人カ不注意ニ因リ他人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ其本人タル者カ被害ノ奴僕ニ對シテ責任ニ任スヘキヤ否ヤノ問題起ルナリ尤モ是等ハ私犯法ニテ委シク聽聞セラルヘキカ故ニ爰ニハ只大要ヲ述置クヘシ此場合ニ於テハ本人ノ第三者ニ對シテ責任ヲ帶フル理由ヲ適用スルコトヲ得ス蓋シ奴僕等カ同シク主人ノ命ヲ受ケテ共ニ働ク時ハ自己ノ身邊ニ現存スル事相ハ何彼トナク之ヲ知ルモノ若クハ知り得ルモノナリ即チ自己ノ仕事場ノ有様共稼キ人ノ所爲等ハ皆現ニ耳目ニ觸ル、モノナルカ故ニ其安全ナリヤ將タ危険ナリヤヲ知ルコトナリ之ヲ知ルカ故ニ若シ危険ナル場合ニ逢遇スルトキハ自カラ危害ヲ避クルノ方便ヲモ有スルモノナリ之ニ反シテハ主人ハ終始奴僕等ニ附添居ル者ニ非サレハ彼此ヲ保護スルノ道ヲ得ルコト甚タ難キコトナリ故ニ今日ニ在リ

主人ニ
合意アル
場解

(三)Eellow Servant

テハ共役奴僕ノ一人カ他ノ一人ニ損害ヲ加ヘタル時ハ其本人責ニ任
セストノ規則アリ但シ本人ノ不注意ヨリ損害ヲ生セシタル時ハ例外
トシテ本人其責ニ任スルコトアリ
主人自身ニ懈怠アル時ハ共役奴僕ノ一人ニ懈怠アリトシテ主人其責
ヲ免カル、トナ得ス然レトモ此規則ハ強テ本人代理人ノ關係ニ特殊
ナルモノニアラス總テ土地ヲ所有スル人ハ其土地内ニ用事アリテ來
リタル人ニ向テ相當ノ保護ヲ爲スヘキ義務アリテ若シ落穴ヲ造リ入
來人ニ害ヲ與ヘタルトキハ土地ノ所有主其責ニ任スルト一般ノ理由
ニ基クモノナリ而シテ如何ナル時ニ主人ニ懈怠アルカヲ研究スルヲ
必要トス即チ第一ニ主人ハ自己ノ土地家屋若クハ器械器具ニ不完全
ナル處アルカ爲メニ奴僕損害ヲ受ケタル時ハ主人ニ懈怠ノ責アリト
ナセリ但シ主人ニ於テ不完全ノ點アルコトノ現實知得ルカ又ハ知得

スヘキコトヲ知得セサル時ニ限ルモノトス此點ニ付テハ英國ニ條例
アルヲ以テ後ニ詳説スヘシ第二主人若シ職業ニ適セサル奴僕ヲ雇入
ルハカ若クハ雇入後ノ不適任ナルコトヲ覺知シツ、引續テ之ヲ使用
シ依テ以テ他ノ奴僕ニ損害ヲ加エタルトキハ主人其責ヲ負ハサルヘ
カラス例ヘハ蒸氣機關ヲ使用スルコトヲ知ラサル人ヲ用ヒ又其不能
ノ人タルコトヲ知ルモ依然使用シタルカ爲メ他人ヲ害シタル時ノ如
シ
又其役奴僕ノ一人カ他ノ仲間ノ所爲ニ對シテ自己ヲ保護スルノ方便
ハ其奴僕等カ同等人ニ屬スル時ニ多クシテ若シ一方ノ位地ハ優等ニ
テ一方ハ劣等ノ地位ニ居ル時ハ最モ寡キナリ乍併通常共役奴僕トハ
同一ノ主人ニ雇使セラレ同一ノ監督ヲ受ケ又同一ノ人ヨリ委任權及
ヒ報酬ヲ受クルモノヲ謂フ以上ノ事實アルトキハ假令等級職業ニ差

(一) Employers'
Liabilities Act.

異アルモ共役奴僕タルコトナリ
前述セルカ如ク千八百八十年英國ニ於テハ使役者責任條例ヲ發布シ
現時ニ在リテハ之ニ據リテ奴僕ノ所爲ニ付キ主人ノ責任如何ヲ決定
セリ而シテ其條例ノ適用甚廣ク其第一條ヲ見レハ總テ手職人日雇人
丁稚等皆此中ニ入り唯此適用外ニ在ルモノハ水夫及下男下女ノミナ
リトス今此條例ニ依レハ主人タルモノハ左ノ四箇ノ場合ニ於テ責任
ヲ負ヘリ
第一損害ハ監督權ヲ有セル共役奴僕ノ懈怠ニヨリテ生シタル時
第二被害者ハ爲害者ノ命令ニ從フノ義務アリテ其命令ニ從フタルヨ
リ害ヲ受ケタル時
第三主人ノ設立セル規則ニ從テ爲シタル行爲若クハ不爲ヨリ損害ノ
生シタル時又ハ主人ヨリ特別ノ命令ヲ受ケテ爲シタル行爲又ハ不爲

ニヨリテ損害ノ生シタル時
第四損害ハ鐵道ニ關スル相圖ヲ主トル人又ハ機關車列車ヲ取扱フ人
ノ懈怠ヨリ生シタル時
此等ノ場合ニ於テハ被害者若クハ被害者ノ死去セシ時ハ其相續人ヨ
リ主人ニ對シテ損害賠償ヲ要求スルコトヲ得其損害賠償ノ計算法ハ
亦條例ニ據リテ規定セラレ同地方ニ於テ同一若クハ同様ノ事業ヲ取
リテ同一ノ等級ニ居ル人ノ得ヘキ利益ノ平均高但シ損害前三年間ノ
利益ノ平均高ヲ以テ其標準トセリ乍併若シ第三ノ場合ニ於テ其規則
若クハ命令カ不相當ナラサルトキハ假令其命令ニ從ヒタル爲メニ損
害ヲ生スルモ本人之カ責ニ任セサルナリ又若シ奴僕ハ危害ノ恐レア
ル事實ヲ發見シ乍怠リテ之ヲ主人ニ報告セサルカユハニ損害ヲ蒙
リシトキハ主人其責ニ任セス又主人ヲシテ其責ニ任セシムルニハ其

損害ヲ受ケタル報知ヲ六週間内ニ主人ニ與ヘ而シテ六ヶ月間ニ訴訟
 ナ起サ、ルヘカラス但シ被害者死去セシトキハ出訴ノ期限ハ一ヶ年
 以上ハ使役條例ノ大趣意ナリ
 サテ此法律ニ依レハ英國ニ於テハ主人カ責任ヲ負フ場合ハ自己ニ解
 怠アル時或ハ監督權ヲ委任セシ人ニ懈怠アルトキニ限ルモノ、如シ
 此規則ノ一ノ取除ケハ鐵道ノ瀛關車若クハ列車ヲ取扱フ人ノ懈怠ヨ
 リ生スル損害ニ付キ責任ヲ帶フルコト是ナリコレハ瀛車ノ危害大ナ
 ルカ故ニ特別ニ主人ニ重任ヲ負荷セシメタルモノナラン
 凡ソ主人カ共役奴僕ノ所爲ニ付キ他ノ共役奴僕ニ對シテ責任ヲ負ヒ
 又負ハサルコトハ給料ヲ受ケサル奴僕ニモ亦適用スルコトナリ故ニ
 他人カ好意ヲ以テ給料ヲ受ケ居ル奴僕ノ手助ヲ爲スノ際偶々害ヲ蒙

執法官ノ補助役ノ會同ハ羅馬ニ於テハ五名ノ元老議官並ニ能婚年齡以上ノ羅馬士族五名ヲ以テ組織ス地方ニ於テハ羅馬國士タル外國裁判役二十名ヨリ成立チ其裁判開廷日ノ最終ノ日ニ於テ此解放事務ヲ取扱フモノトス羅馬ニ於テハ會同ハ該事務取扱ノ爲メニ特ニ定メタル日ニ於テ開廷ス

三十歳以下ノ奴隸ヲ解放スルニ書面ヲ以テシ又ハ證人ノ面前ニ於テシ其他響應ノ場ニ於テスルトキハ其奴隸ハ唯ラチナイ、ジュニアナイト云フ資格ヲ得國士ト爲ルコトヲ得ス此奴隸ハ羅馬市中並ニ羅馬ヨリ百里以内ニ居住スルコトヲ禁シ若シ此禁ヲ犯ストキハ其身體並ニ財產ヲ賣却シ奴隸ハ羅馬ヨリ百里外ニ於テ苦役ニ使用セラレ且ツ後來解放セラレ、コトヲ得ス是レ、レツキス、エーレア、センシア法ノ定ムル所ナリ〔同法ハオーガスタス帝ノ世ニ出ツ耶蘇紀元後第四年〕

然ルニ耶蘇紀元後第十九年タイベリヤス王ノ代「レツキスジユ」ニヤ、
 ノ「バナ」ト稱スル法律ヲ出シ大ニ前法ノ苛酷ナル所ヲ寛裕ニセリ
 卽チ解放ヲ受ケ復權シタル奴隸ハ所謂「ラテン」地方ノ羅馬殖民地ノ國
 士ト同一視セラレ羅馬民權ノ一班ヲ有スルコトヲ允サル羅馬民權ヲ
 分チテ二トシ一ヲ婚姻權一ヲ商賣權ト云フ今復權ノ自由人ハ婚姻權
 ナ有セサレトモ商賣權ヲ得ルト定メリ故ニ復權人ハ婚姻權ナキニ由
 リ羅馬ノ國法ノ儀式ヲ以テ婚姻ヲ取結フコトヲ得サレトモ自然上ノ
 婚姻ヲ爲スノ權アルハ勿論ナリ故ニ羅馬國法ヨリ生スル家族ノ關係
 卽チ家長ノ權長子相續權等ノ諸權ハ之ヲ有セリ然レトモ自然上ヨリ
 生スル親族ノ關係ハ固ヨリ之ヲ有ス
 「ラテン」人ト同視セラレタル復權人ハ前陳ノ如ク商賣權ヲ有スルカユ
 ヘニ國法上ノ所有權ヲ保チ又國法上ニテ物品ヲ獲得シ其他契約ヲ結

ヒ訴訟ヲ起ス等ノ權アルハ羅馬國士ニ異ナルコトナシ然レトモ遺言
ノ相續ニ付テハ該復權人ノ權利ハ最モ制限セラレタルモノナリ故ニ
相續人トシテモ又ハ遺囑受贈人トシテモ財產ヲ讓受クルコトヲ得ス
又自ラ遺言ヲ以テ自己ノ財產ヲ讓渡スコトモ得ス左レハ其死後ハ總
テ其財產ハ其主人ノ所有ニ皈スルコト宛モ奴隸ノ有セル有限財パキユリアムノ場
合ノ如シシヤスチニアン帝ハ此事ニ付キ左ノ如キ言ヲ爲セリ曰ク復
權人ノ其生存中ハ自由ナレトモ一タヒ其性命ヲ失フヤ頃刻ニシテ再
ヒ奴隸ノ地位ニ陷ルモノナリト
如斯復權人ハ其一身ニ關シテハ甚^ク危殆ノモノナレトモ其子孫ニ至リ
テハ斯クノ如ク又危殆ナラス何トナレハ此不便ハ獨リ復權セラレタ
ル人自身ニ關スルモノニシテ其子孫ニ及ハサレハナリ左レハラテナ
イジユニアナスノ子ハ父ノ死シタル爲メニ悉ク其財產ヲ主人ニ奪ヒ

取ラレ赤貧ニ陥ルト雖モ一旦其赤貧中ヨリ自ラ勉強シテ蓄積ヲ爲ス
トキ其財産ハ皆自己ニ屬シ毫モ亡父ノ主人ノ干涉ヲ受クルモノニア
ラスシテ一個ノ復權人ノ資格ヲ以テ世ニ立ツモノナリ
抑ラテン人ト稱スル一個ノ資格ハ早ク廢止ニ歸シガイアスノ時代ヲ
距ル遙カ以前ヨリシテ法律上ノ文字タルニ止リ實際サル人種ノ存在
セシニアラス蓋シ羅馬ニ於テ社會戰爭ト稱スル争鬪ノ後間モナク伊
太利全國ハ一体ニ羅馬國士タル資格ヲ授ケラレタリ左レハラテン人
タル資格ハ後世ニ及ヒテハ只惠與トシテ地方ノ都府里郷ニ之ヲ附與
シタルモノニシテ毫モラテン人種ニ關係アルニアラス例ヘハブアス
パシアンガラテン人タル資格ヲイスパニアノ全國ニ與ヘタル如キコ
レナリ

「ラテナイ」ノ資格ヲ得タル復權人カ羅馬國士タル資格ヲ得ル方法

「ラテン」人ハ羅馬國人ノ有スル特權ヲ恢復スルニ其方法數多アリ第一「レツクス、エーリヤ、センシア」法ニ於テ已ニ其方法ヲ記載セリ即チ左ノ如シ

三十歳以下ノ奴隸ニシテ解放ニ由リ「ラテン」人ト爲リタルモノ羅馬ノ國士タル婦女ヲ妻トシ又「ラテン」殖民人若クハ自己ト同資格ノ復權婦人ヲ妻ト爲シ其際能婚年齢以上ノ羅馬國士タル七名ヨリ少カラサル立合人ニ依リテ承認セラレタルモノ子ヲ設ケ其子一歳ニ達シタル時羅馬ニ於テ「ハ」ブレートル」ニ申出テ地方ニ於テハ奉行ニ申出テ此婚姻ノ際本條令ノ規定ヲ遵奉シ其設ケタル一歳ニ達シタルコトヲ證シ其證明ヲ受ケタル執法官該陳述ノ信實ナルコトヲ宣告シタルトキハ此「ラテン」人並ニ其妻及其子ハ本條令ニ由リ羅馬國士タル身分ヲ得タルモノトス

前文ニ於テ復權人ノ子モ本條例ニ依リ云々ト述ヘタルカ「ラテン」人ノ妻羅馬國士タル身分アルモノナルトキハ該子ハ生來ノ羅馬國士タル資格ヲ得ルモノナルコトヲ注意スヘシ

若シ「ラテン」人此條令ニ依リ證明ヲ爲ス前死去シタルトキハ子ノ滿一歲ニ達シタルトキ其母之ヲ證明スルコトヲ得然ルトキハ母ト其子ハ羅馬國士ノ身分ヲ得ヘシ

第二此條例ヲ遵奉セント欲シ「ラテン」人カ或婦人ヲ「ラテン」人ナリト信シテ婚姻シタルニ實ハ外國人タリシ場合又ハ「ラテン」婦人カ右ト同様ノ錯誤アリシ場合又ハ羅馬國士カ自ラ「ラテン」人ナリト誤信シ「ラテン」婦人ニ婚姻シタル場合又ハ羅馬國士カ或婦人ヲ同ク羅馬國士ナリト信シテ婚姻シ實ハ「ラテン」婦人タリシ場合此等ノ場合ニ於テ其錯誤ヲ證明スルトキハ「ラテン」人又ハ「ラテン」婦人及其子ハ羅馬人ノ特權ヲ得

(一)Magistracy
(二)Remanumission

ヘシ

第三ラテン殖民地ニ於テ或官職(一)マストルシヲ奉スルラテン人ハ羅馬國士タル資

格ヲ得

第四再度(二)リーマユニユミシヨノ解放即チ私シノ性質ノ解放式ニ依リラテン人ノ資格ヲ得

タル後更ニ公ケノ性質ノ法式ニ依リ解放ヲ爲ストキハ其ラテン人ハ羅馬國士トナル公ケノ解放式トハ假設訴訟、戶籍簿登記又ハ遺囑ヲ云

フ

第五六年間羅馬軍隊ニ服役スルコト元老院ハ法令ヲ發シテ三年ノ服役ニテ國士權ヲ得ルニ十分ナリト定メタリ爰ニ讀者參照ノ爲メ英吉利法律ヲ摘示スレハヂヨージ帝第二世第十三年ノ布告第三章ノ法文ニ依ルニ外國人タル海員ニシテ戰時ニ際シ二年間英國船ニ乗組タル者并ニ外國人ノプロテスタントト教ヲ信奉スル者ニシテ亞米利加大陸

ノ英國殖民地ニ於テ陸軍々人タル資格ニテ二年間服務シタル者ハ英吉利國民トナル

第六羅馬ニ於テ家屋ヲ建設スルコト

第七一萬モザアイノ容積アル船ヲ構造スルコト及六年間穀物ヲ羅馬

ニ輸入スルコト之ニ類シタル莫吉利ノ法律ハ外國人タル「プロテスタ

ント」信者ニシテ三年間鯨獵ニ傭役セラレタル者ハ公職ヲ奉スルノ資

格ヲ得ル能ハサル一點ヲ除キ英吉利國民トナル是レナリ

第八羅馬ノ市民ニ給與スル爲メ車場及燒屋ヲ構造スルコト

第九三人ノ兒供ヲ擧グルコト

第十勅許

奴隸ノ所有主ハ必スシモ悉ク解放ノ權アルニアラス

奴隸ヲ所有スル主人ハ必ス悉ク解放ヲ爲スノ權利アリト思惟スヘカ

ラス所有主其債主ヲ欺カン爲メ解放ヲ試ムルコトハ前顯ノ「レツキス
 エイリア、センシヤ」法ニ於テ之ヲ禁シタリ
 又同法ニ依ルニ二十歳以下ノ所有主其奴隸ヲ解放スルニハ唯裁判補
 助役ノ前ニテ相當ノ理由ヲ陳述シタル上假設ノ訴訟ニ據リテノミ解
 放ヲ行フコトヲ得而シテ相當ノ理由トハ解放セントスル所ノ奴隸カ
 所有主ノ父、母、同育兄弟タルコト及ヒ前述ノ三十歳以下ノ奴隸ヲ解放
 スルトキノ理由アルコト是レナリ
 以上ノ法律ニ據ルニ十四歳以上ノ人ハ遺言ヲ爲シ以テ相續人ヲ定メ
 遺物ヲ贈遺スルノ權アリト雖二十歳ニ達スルマテハ遺言ヲ以テ奴隸
 ニ自由ヲ與フルコトヲ得サルナリ
 奴隸ニ國士タル權ヲ賦與スルニ非スシテ單ニ「ラテン」人タル資格ヲ與
 ヘント欲スル時ト雖二十歳以下ノ所有主ハ證人ノ前ニ於テ相當ノ理

(一) Aliani Juris

(二) Sui Juris

由アルコトヲ裁判助役ニ示サ、ルヘカラス

前數條ニ記載スル者ハガイアスノ書ニ言フ所ナルカヂアスチニア
皇帝其新法ヲ以テ有効ノ遺言ヲ爲シ得ル者即チ十四歲以上ノ者ハ遺
言ニ依リ奴隸ニ自由ヲ與フルノ權ヲ許與シタリ又同帝ノ法令ニ言フ
所ニ依レハ復權人ノ最下等ノ種類即チ「デヂチシア、リベルタス」ハ久シ
ク廢絶ニ歸シ第二等ノ復權人即チ「ラチナ、リベルタス」ハ法律ヲ以テ之
ヲ廢シ「ラテン」人ヲ作ル方法ヲ以テ直チニ羅馬國士ヲ作ルノ方法トナ
シタルナリ

「レツキズ、エイリア、センシア」法ノ後四年即チ耶蘇紀元後第八年ニ「レツ
キズ、フユリア、カニニア」法ヲ發シ數箇ノ奴隸ヲ有スル所有主カ解放シ
得ル奴隸ノ數ヲ制限シタルカヂアスチニアアン皇帝ハ之ヲ廢止シタリ

人ノ第二ノ區別

(一) アリアニ、ジュリス (二) シュア、イ、ジュリス
從屬人及目主人

義生産ノ釋 (w) Production

治ムルニモ皆經濟學ヲ以テ基礎トナシ又政治ニ法律ニ其關係ハ甚
 タ親密ナリ左レハ經濟學ノ要用ナルコトハ辯ヲ待タスシテ明カナラン
 (i) プロダクシヨン
 生産

余輩ハ此經濟學ヲ講スルニ生産、分配、消費ノ三大區別ヲ爲シテ之ヲ論
 セントス依テ今回ハ先ツ生産ヨリ始メン
 諸君モ知ラル、如ク凡ソ天下ノ物質ハ六十四元素ヨリ成立ツモノニ
 シテ其元素タルヤ敢テ吾人ノ力ヲ以テ造出スコトヲ得スシテ天然ニ
 存在スルモノナリ生産トハ持出スト云フ意味ニシテ敢テ世ノ中ニ無
 キモノヲ生出スニアラス只已ニ世ニ存在スル物ニ變化ヲ加ヘ無用ノ
 物ヲ有用トシ若クハ形ヲ變スルカ或ハ其位地ヲ變ヘ其貨物ノ用ヲ大
 ニスルヲ生産ト云フナリ例ヘハ石炭ハ數千百年來已ニ世ニ存在スル
 モノニシテ敢テ今日人間ノ造クルニアラス今之ヲ性ノ儘地中ニ棄置

カハ何ノ用ヲモ爲サ、レトモ人力ヲ加ヘテ採掘スレハ以テ燃燒ノ用ニ供スルヲ得ヘク此採掘シタル石炭ヲ坑中ニテ燃燒スレハ其用甚タ少ナケレトモ之ヲ需用ノ在ル場所ニ運搬スレハ適宜ニ器械ヲ動スノ用ニ供スヘク汽車汽船ヲモ運轉スルヲ得ヘク以テ割烹ノ用ニ供スヘク以テ暖ヲ取ルヘク以テ瓦斯ヲ製スヘク其用甚タ大ナリ又米麥ノ如キモ原ト地中ニ米麥ヲ成立セシムル元素アリト雖其物質タルヤ米種ヲ播カサレハ集合スルヲ得ヘカラス故ニ米種ヲ播キ耕耘培養スレハ以テ花ヲ開キ實ヲ結ヒ以テ穀物ヲ得ヘキナリ見ヨ此物質ハ地中ニ在ル間ハ無用ノ物タリト雖人力ヲ以テ種ヲ播キ稻ヲ媒介トシテ有用ナル米麥ト爲シ以テ其用ヲ大ニスルモノナリ以上説ク所ノ事ヲ稱シテ通例生産ト云フ然ルニ經濟上ニテ所謂生産ハ尙ホ是レ而已ニテハ充分ナラス尙ホ爰ニ第二ノ意義アリ則チ經濟上ノ生産トハ其無用ヲ變

生産要物
天然物

シテ有用ニシタルニセヨ形ヲ變シタルニセヨ位地ヲ變エタルニセヨ
生産セラレタル貨物ハ其生産ニ使用シタル貨物ヨリ需用ヲ大ニセサ
ルヘカラス例ヘハ米麥ナレハ初メ播キタル種ノ量ヨリ其收穫ノ大ナ
ルヘキハ勿論都テ肥料農具勞力等使用シタル丈ノ物ヨリ大ナラサル
ヘカラス即チ一圓ノ貨物ヲ費シテ五拾錢ノ貨物ヲ造リ得タルトテ生
産トハ云フヲ得サルカ如シ斯クノ如ク經濟上ノ生産ハ人間ノ需用ノ
満足ヲ大ニスルコトユヘ費シタル物ヨリ得タル結果大ナルヲ要スル
モノニシテ此生産ヲ爲スニハ天然物勞力資本ノ三者カ必要欠クヘカ
ラサルモノナリ故ニ先ツ此三要物ハ如何ナルモノナルヤヲ論究セン
トス

天然物ニハ交換價格ヲ有シ得ヘカラサルモノアリ交換價格ヲ有シ得
ヘキモノアリ交換價格トハ其物ヲ以テ他物ト交換スルヲ得ルノ價值

交換價格
ヲ有シ得
ヘカヲサ
ル物

アルモノヲ云フ例ハ此卓上ナル「ランプ」ヲ得ント欲セハ惠與セラレ
 、外他物ヲ與ヘサレハ我有トナスコトヲ得サルヘシ左レハトテ途中
 ノ石塊ヲ持チ行キ「ランプ」ト交易セント申出ツルモ誰モ承諾スルモノ
 ナカルヘシ其代トシテ與フル物モ亦他人カ所有シテ満足スル所ノモ
 ノタラサルヘカラス斯クノ如ク相互ニ交換シテ相互ニ満足スルコト
 ナ得ヘキ性質ヲ稱シテ交換價格トハ云フナリ
 交換價格ヲ有シ得可ラサル物トハ眞ニ天與ノ物ニシテ各人自由ニ使
 用スルヲ得ルモノナリ又ハ自由ニ使用スルヲ得サルモ國土ト特種ノ
 關係ヲ有スルカ爲メ緊要ナル財源ト爲ルモノヲ云フ例エハ日光空氣
 河海氣候ノ如キモノトス今試ミニ是等ノ物カ何故ニ經濟上ニ要用ナ
 ルヤヲ辯明セン
 日光空氣ノ如キハ各人自由ニ使用スルヲ得ルモノニシテ無盡藏ト云

十

フヘキモノナレトモ人間ヲ始メ諸他ノ動物及植物ノ生存ニ必要ナル
モノニシテ若シ一時一分ニテモ是レ無キトキハ其生ヲ保ツコト能ハ
サルヘシ此一事ヲ以テ生産上必要ナルコト多言ヲ待タス
又河海ノ如キハ土地ノ氣候ニ關係シ温度乾濕ニ影響スルコト少カラ
ス則チ近傍ノ水ノ多少及其温度ノ高低ニ依リ通例其土地ノ寒温乾濕
ヲ異ニスヘク河海ニハ鹽魚類海藻等ノ水産物アリ魚類ノ如キ若シ河
海ナケレハ吾人ハ食ニ魚ナキノ嘆ヲ生スヘシ又河海ハ運輸ノ大通路
ニシテ貿易上樞要ノ一機關タリ氣候ハ又生産物ノ種類ニ大關係ヲ有
スルヲ以テ一層精密ニ論究スヘキノ要用ヲ覺ユルナリ
概シテ之ヲ云フトキハ氣候ノ温暖ナルニ從ヒテ自然ノ生産力ニ富ミ
同種ノ植物ニテモ暖國ニテハ其成熟割合ニ速カナルヲ以テ一ヶ年同
地ヲ數回耕作シ又ハ同一ノ種ヨリ一年ニ數回收穫ヲ得ヘシ然ルトキ

ハ一町ノ田地モ殆ント數町ノ益用ヲ爲スヘシ我邦ニテモ南部ノ諸縣
 ニテハ二度作ト稱シテ一年中ニ同地ヲ二回使用スルハ常ナリ又米ヲ
 刈リタル後殘莖ヨリ再ヒ芽ヲ生シ穗ヲ出スコトアルハ府下ニテモ吾
 人ノ往々目撃スル所ナリ亞刺比亞ニテハ收穫ノ際散亂シタル穀物ノ
 種ヨリ芽ヲ生シ一ケ年間ニハ三回收穫ヲ爲スト云ヘリ毎回ノ收穫高
 ニ至リテハ土地ノ肥瘠ニ關スルコトモ亦大ナルヘシト雖氣候ニ由リ
 テ多少ヲ異ニスルモノナリ余輩ノ聽ク所ニ依レハ我邦ニテモ北部ノ
 諸國ニテハ晚稻ノ如キハ充分ノ成熟ヲ待ツ能ハスシテ早ク刈入レサ
 ルヘカラス從テ其品質モ美ナラス收穫高モ充分ナラス故ニ寒氣ノ早
 ク來ル年ト晚キ年トニ由リ晚稻ノ收穫ニハ大差アリト云ヘリ合衆國
 ノ北部諸州ニテハ麥ノ收穫高ハ其播キ付ケ高ノ四五倍ニ過キサレト
 モ墨其斯哥ノ南部ニ至レハ麥種播キ付ケ高ノ二十五倍多キハ三十五

倍ノ收穫ヲ得ヘシ蜀麥ハ日耳曼ニテハ其播キ付ケ高ノ百倍ヲ得ルヲ以テ最良トスレトモ熱帶ノ諸國ニ至レハ三百倍乃至四百倍ヲ得ルハ通例ナリト云フ又其品質モ寒地ト暖地ト差異アルモノニシテ暖地ノ產物ハ質美ニシテ其味濃厚ナルヲ常トス故ニ菓物ノ如キハ糖分多ク油トノ植物ハ油氣多シ我邦モ良米ヲ產スルハ多ク南方ニ在リテ未タ山陰北陸道等ニ良米ヲ出スヲ聞カサルナリ歐州ニテモ西班牙希臘ノ如キ南部ノ諸國ニテ生產スル葡萄酒ハ濃厚ニ過クルヲ以テ其味佛國產ノ淡美ナルニ若カスト云ヘリ斯ノ如ク溫度ノ差異ハ生產物ニ影響スルモノナレトモ只全年ノ平均溫度ニ於テ經濟上ニ關スルノミナラス日夜溫度ノ變更四季溫度ノ高低夏時ノ最高溫度冬季ノ最低溫度如何モ亦生產物ニ關係スルコト大ナリトスシベリヤ地方ハ一周年度ノ平均溫度ハ零以下七度半ノ場所ニテモ夏時ノ最高溫度十六度冬季ノ

最低温度零以下ノ三十九度ナルカ故ニ尙ホ裸麥小麥ヲ産スレトモア
 イスラントハ平均四度ニシテ前者ヨリハ温度高シト雖最高温度十二
 度最低一度六分ニシテ熱度十分ナラサルカ爲メ毫モ穀物ヲ産スルヲ
 得ス其他大寒ニ堪ユルモ高度ノ暑熱ヲ要スル植物アリ高度ノ暑熱ヲ
 要セサルモ大寒ニ堪ヘサルモノアリ通例海岸地方ハ暑氣モ酷熱ナラ
 ス寒氣モ温和ニシテ大陸内部ノ寒熱共ニ酷烈ナルノ比ニアラス故ニ那
 威ノ如キハ沿海地方ニテハ牧畜漁獵ニ利アルモ穀類ヲ産スルヲ得ス
 内地ニ至リテハ却テ穀ヲ産スヘシ然レハ則チ斯ノ如キ地方ニ於ケル
 温度ノ差異ハ一利一害ニシテ未タ必シモ何レヲ以テ得トシ何レヲ失
 トスルヲ得サルモノナリ
 以上論シタルハ交換價格ヲ有シ得ヘカラサルモノ、大畧ニシテ敢テ
 枚舉シ盡シタルニアラスト雖其性質ヲ推シテ考ヘナハ明ラカトラン

交換價格
ヲ有シ得
ヘキ物

次テ交換價格ヲ有シ得ヘキモノヲ述ヘン
交換價格ヲ有シ得ヘキ天然物ハ人間ノ私有シ得ヘク人間ノ需用ニ對
シ供給ニ限アル物ニシテ動カシ得ヘキ物ト動カシ得ヘカラサル物ト
アリ動カシ得ヘキ物トハ野生ノ動植物及鑛物石炭ノ如キヲ云ヒ動カ
シ得ヘカラサル物トハ土地等ヲ云フ實ハ土地ト云フヨリ土地ニ密晝
シテ其一部分タルモノナレトモ此天然物ハ土地ヲ使用スルニアラサ
レハ人間ノ需用ニ供スル能ハサルモノナレハ余輩ハ舉ケテ土地ト稱
スルナリ是等ノ如キモノハ人間ノ需用ヲ満足スルコトヲ得ル場合ニ
於テハ交換價格ヲ有スルコトヲ得ルモノトス例エハ空飛フ雁ヤ山ヲ
駈ル鹿ニ向ツテ金銀ヲ拂フモノ無ケレトモ之ヲ捕フルトキハ交換價
格ヲ生スルヲ以テ金銀ヲ出シテ購フモノヲ生スルナリ石炭山ノ如キ
ハ其含有スル石炭ヲ採掘スル目的アレハコソ交換價格ヲ有スルナリ

若シ石炭ニシテ富士山ノ頂上ニアラハ如何ナル良質ノ石炭山ニテモ之ヲ採掘スル能ハサルヲ以テ交換價格ヲ生セサルヘシ土地ノ如キハ農業ヲ爲スカ家屋ヲ建築スル等使用ノ目的アルカ爲メニ交換價格ヲ有スルナリ若シ之ヲ使用スル能ハサレハ如何ナル膏腴ノ土地ト雖決シテ交換價格ヲ有スル能ハサルヘシ何トナレハ人間ノ需用ヲ満足スルコトヲ得サレハナリ人間ノ需用ヲ満足スルヲ以テ交換價格ヲ有スルモノナルカユヘニ他ノ事カ同シケレハ人間ノ需用ヲ満足セシムルコト大ナレハ價格モ大ナルヘシ此ニ他ノ事カ同シケレハト云フコトハ肝要ナリ例エハ理學上ニテ水ハ平面ヲ保ツト云ヘトモ若シ風アレハ波濤ヲ生シテ常ニ動搖シ平面ノ何タルヲ見ル能ハス是レ風ト云フ他ノ事情アルカ爲メナリ經濟上ニテモ是同シク需用ヲ満足セシムルコト大ナレハ價格モ同シク大ナリト云フハ他ノ事ニ異同ナキ場合

本人ト爲ルニハ能力ノ制限アリト雖モ代理人ト爲ルニハ制限ナケレ
 ハ固ヨリ結婚婦幼年者ニテモ代理人ト爲ルヲ得トアレトモ凡ソ代理
 人トナラント欲セハ多少事務ヲ委任セラル、程ノ學識ト經驗トアル
 ニアラサレハ誰カ委任スルモノアランヤ彼ノ結婚婦幼年者ノ如キハ
 概言スレハ無識ト云モ可ナリ且ツ本人ト爲ルハ爲リ易キモ苟モ無識
 ナルモノニシテ他人ノ代理人トナラント欲スルハ到底云フヘクシテ
 行フヘカラサルニアラスヤ且又我國代人規則第一條但書ニ本人幼年
 者ニテ其事理ヲ辨シ難キトキハ云々代人ヲ任スルヲ得ヘシトアリ全
 第三條ニ代人ハ云々滿二十歳以上ノ者ヲ撰ムヘシトアルニ講義錄ニ
 何人タリトモ代理者タルヲ得ルト云フ原則ハ如何ナル理由ソヤ

○親族法

問第一號(第二號七丁)

安藤亥太郎

無効ノ婚姻ト無効ニ爲シ得ヘキ婚姻トノ別ハ如何少シク了解シ難キ
 ナ以テ詳細ノ區別如何

右了解致兼候間宜敷了解シ易キ様詳細ノ御解釋ヲ乞フ

三〇 契約法

問第二十八號 (第一號二十丁) 八元々人々 群馬縣 高野 勇吉

一 英吉利法律ニテハ凡テ契約ニハ約。因。アルヲ必用トス云々トアリ其

約。因。トハ如何ナルコトヲ指稱スルカ一例ヲ舉テ教示アランコトヲ

望ム

問第二十九號 (第二號三十一丁)

一 羅馬法律ニテハ契約ヲ「コントラクタス」ト稱シ此契約ヨリ生スル法

鎖ヲ「オブリガシヨ、エキス、コントラクチュ」ト謂フ云々又羅馬ニハ契

約ト契約ヨリ生スル法鎖ヲ示スニ各別語アリ云々抑契約トハ合意

萬國法律週報發行廣告

初號去月廿六日出版二號本月三日出版

每週金曜日出版●一冊定價金四錢五厘●八冊豫約前金三十貳錢●十六冊

前金六拾錢●三十二冊前金壹圓八錢●六十四冊前金壹圓九拾錢●但東京

區外并各地方遞送ノ分ハ別ニ一冊ニ付郵稅壹錢ツ、申受ケ候

主筆 英吉利法律學校幹事兼講師 法學士 正七位 渡邊安積

今ヤ我日本帝國ハ條約改正ヲ決行シ全國ヲ開放シ外人ノ雜居ヲ許シ裁判權ヲ恢復シ
内外人ヲ問ハス一律ニ我國法ヲ以テ之ヲ處セントス是レ實ニ我國ヲシテ文明國ノ列
ニ加ヘ眞正獨立ノ一帝國タラシムル者ニシテ我國民タル者各應分ノ力ヲ出シテ以テ
國家ニ盡スヘキノ期ハ抑モ今日ヨリ急且切ナルハナシ就中法律學ヲ以テ已レカ職ト
スル者ニ至リテハ須ク其技能ヲ盡シ一方ニ於テハ我國法律ノ改良ヲ補翼シ他ノ一方
ニ於テハ同胞三千七百萬人ヲシテ法律上ノ智識ヲ涵養セシムルコトヲ勉メサルヘカ
ラス法學士渡邊安積先生大ニ茲ニ慨スル所アリ英吉利法律學校諸氏ノ補助ヲ借り萬
國法律週報ヲ發行シ以テ聊カ前述ノ本分ヲ盡サントスルノ舉アリ乃チ本店ニ於テ之
ヲ發行シ廣ク國內ニ頒布セント欲ス

明治十九年十二月三日

萬國法律週報發行所

法律書店

錦

水

堂

○英船ノルマントン號

沈没ニ付
キ廣告

英國商船法

正 價

今般英船ノルマントン號沈没ニ付キ船長ノ義務責任ニ關シ攷究ヲ要スル論ヲ俟タス幸ニ法學士山田喜之助氏譯

述英國商船法ハ此事ヲ論スル最モ詳カナレハ有志者ノ一讀ヲ煩ス

英國私犯法三版

正 價

ノルマントン號沈没ニ付キ死者ノ遺族ヨリ民事私訴ヲ起シ損害賠償ヲ要求シ得ヘキトニ關シテハ帝國大學法學協會

ニ於テハ英國カンヅベル條例ニ於テ其權アルトナ可決シタリ幸ニ英國私犯法增訂

第三版第二卷第六編ヲ精讀セラヨ又特ニ第四百十丁ヲ注意セラレヨ 山田先生

ハ蚤トニ此事ヲ確論セリ

東京々橋區三
十間堀壹丁目

九春堂

萬國法律週報廣告

今般萬國法律週報發兌候ニ付校外生諸君ノ爲メ錦水堂ト特約ヲ結ヒ八冊前金貳拾四錢ヲ以テ賣渡シ候但シ東京區外ハ壹冊ニ付郵稅金壹錢ヲ申受ケ候

萬國法律週報第壹貳號出版セリ○第壹號

目次○法理學○私犯法○不完全義務ノ約

定○英吉利制定法撮要○判決例并註解○

英國狀師增島六一郎君「ノルマントン」號

事件ノ演說○攻法會記事○討論筆記○雜

件○第貳號目次○私犯法○判決例并註解

○非戸主子弟ノ財産權山口正毅○判事

登用試驗英國賣買法解釋(法學士高橋拾

六)○法學士江木衷君法學指針ノ演說○

討論筆記○雜件

英吉利法律校

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

會社	證據	財產	買賣	英語	理論	理財	判決	羅馬	英國	合衆	動產	組委	代理	刑族	親犯	私犯	契約	法學
法全上	法全上	法全上	法全上	學全上	學全上	學全上	學全上	學全上	學全上	學全上	學全上	學全上	學全上	學全上	學全上	學全上	學全上	論全上
法學士	法學士	法學士	法學士	文士	文士	文士	文士	文士	文士	文士	文士	文士	文士	文士	文士	文士	文士	文士
大谷水備一郎	岡村輝彦	增島六一郎	高橋捨六	植原惟忠	菅沼達吉	駒井重格	坪井九馬三	植村俊平	渡邊安積	澁谷慥爾	元田肇	松野貞一郎	菊池武夫	岡山兼吉	山田喜之助	奧田義人	土方寧	山田喜之助

第三學年

一 訴訟	一 憲政	一 法律沿革論	一 分析法理學	一 破產法	一 財產法	一 英語	一 訴訟演習	一 英國公法論	一 判決錄	一 合衆國法律	一 奧斯氏法理學	一 國際公法	一 保險法	一 治罪法	一 商船法	一 流通證書法
法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	學全上	論全上	論全上	論全上	論全上	論全上	論全上	論全上	論全上	論全上	論全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
增島六一郎	江木衷	植村俊平	增島六一郎	山田喜之助	增島六一郎	菅沼達吉	渡邊安積	イーストレキ	渡邊安積	シドモール	關直彦	增島六一郎	植村俊平	伊藤悌治	松野貞一郎	高橋健三

オーストラリア法理學 毎週 法學士 關 直彦
 チン氏
 日本法令 全上 米國法律學士 金子堅太郎
 立法學 全上 植村俊平
 合衆國法律 全上 米國法律學士 シドモール
 萬國公法論 隔週 博言博士 イーストレーキ
 動産差押法 一回 ぱりすとる リッチフィールド
 訴訟演習 毎週 一回二時間乃至三時間
 英語學 毎日 理學士 高須祿郎
 卒業論文 科外講義
 會社法 米國法律學士 グレートハウス
 成法理論 米國法律學士 高橋健三
 臨時講義 小村壽太郎
 臨時講義 合川正道
 ○第二科教課受持講師姓名
 第一學年
 スミス氏 ぱりすとる 増島六一郎
 一訴訟法 法學士
 スミス氏
 一契約 法學士 土方寧
 アヂソン氏
 一私犯法 法學士 奥田義人
 テリー氏
 一法律原論 法學士 澁谷惺爾

ブルーム氏
 一英法註釋 法學士 山田喜之助
 ブラックストーン氏
 一英法註釋 法學士 渡邊安積
 第二學年
 ストリー氏
 一代理法 法學士 山田喜之助
 ベンジャミン氏
 一買賣法 法學士 高橋捨六
 ウイルリヤム氏
 一不動產法 法學士 元田一肇
 スチーベン氏
 一證據法 法學士 渡邊安積
 バイル氏
 一流通證書法 法學士 土方寧
 ボロック氏
 一會社法 法學士 奥田義人
 ウールシー氏
 一國際公法 法學士 岡山兼吉
 ホルランド氏
 一法理學 法學士 江木衷
 第二學年
 一破產法 ぱりすとる 増島六一郎
 ウエストラレーキ氏
 一法律抵觸論 法學士 渡邊安積
 ホルランド氏
 一法理學 法學士 江木衷

メイン氏
一 法律沿革論 高橋健三

一 憲法 伊藤悌治

一 衡平法 小村壽太郎

右之通り改定候也

東京神田錦町貳丁目貳番地

英吉利法律學校規則 英吉利法律學校

明治十九年十月 第七卷 校外生規則

第一章 第一欸 講義録

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ
業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能
ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ
本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ
第三十九條 種類 講義録ハ第一級講義
録第二級講義録第三級講義録ノ三種ト
ス但第三級講義録ハ明治二十年九月ヨ
リ之ヲ出版ス
第四十條 出版日 第一級講義録ハ毎土
曜日ニ發兌シ第二級講義録ハ毎水曜日
ニ之ヲ發兌ス
第四十一條 紙數 講義録ハ都テ一冊ノ紙
數九十「ページ」ヲ限リトス

第四十二條 記載事件 講義録ハ講義ヲ記
載スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載ス
ルモノトス

第二欸 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラス本規則ニ
從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試験ヲ
要セス何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條 教科及修業年限 教科及修業
年限ハ校内生ニ同シ

第四十五條 講義録配付 校外生ニハ毎週
一回英吉利法律講義録ヲ配付スヘシ

第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書
又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望

ニ依リ試験ノ上之ヲ授與スヘシ

第四十七條 入學手續 校外生タラント欲
スルモノハ其氏名、族籍住所、年齢ヲ記シ

タル入學證ニ束修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ
申込ムヘシ

第四十八條 校外生入學

私儀ニ於貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則
堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也
寮所族籍

年月日

姓名 年 齡 年 印

英吉利法律學校御中

第四十九條 束修 校外生ハ束修金五拾錢
 ナ納ムヘシ
 第五十條 月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月
 謝金七拾錢ヲ納ムヘシ
 但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ
 見合スヘシ
 第五十一條 増金 將來印刷費遞送費等増
 加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ
 納メシムルコトアルヘシ
 第五十二條 月謝金不返付 既ニ受領シタ
 ル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學
 スト雖之ヲ返付セス
 第五十三條 住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏
 名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ
 通知スヘシ
 第五十四條 月謝金遲滯 月謝金不納ニケ
 月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ
 故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續
 ナ爲サシムヘシ
 第五十五條 月謝金送付手續 月謝金ヲ爲
 替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町
 二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼
 吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ
 第五十六條 同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス
 通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配
 達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ
 第三款 校外生質問規則
 第五十七條 通則 本校々外生講義録ニ登
 載スル諸課目ニ限り疑問アルトキハ通信
 ナ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問
 八一切答案ヲ付セサルモノトス
 第五十八條 質問信書 質問信書ニハ講義
 録ノ號數合本ニ爲シタルタメ號數ノ見
出シ難キトキハ此限ニアラス課目丁數
 ナ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ
 第五十九條 答案 凡質問ハ質問委員ニ於
 テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認
 ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難
 キモノハ答案ヲ付セサルヘシ
 第六十條 問答記載 質問及答案ハ時々講
 義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ
 第六十一條 質問信書名宛 質問信書ハ本
 校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ
 ○ 廣 告
 校外生入學證ニハ朱書ヲ以テ第何年級ニ
 入學スル旨ヲ付記スヘシ

法學士高橋捨六先生著

英米身分法

洋製美本全一冊
定價九拾錢

十月廿五日發兌

身分法といふは親族法とも稱し婚姻離婚を始め夫婦親子後見人及び主人奴僕等に關する法理を網羅詳論せるものなり殊に本書は高橋先生一に専修學校の教科用に供せんが爲め汎く英米の法典を参照し章を分て節とし節を分て則とし專はら簡易明解を主とせられたる著述なれは恰も一部の法典を見るに異ならず故に法律に志すの人は勿論苟も親たり夫妻たり後見人たる身分ある人は熟讀し賜ふべき良書たり尙購讀書諸君の便宜を計り目錄書并に見本を調製し置たれば左店の中へ貳錢郵券寄送次第進呈す

英吉利法律學校
教科書賣捌所

神田區表神保町一番地角
錦水堂

銀座三丁目

發賣所

博聞社

訴訟鑑定約定起算相談

ばりすとる 法學士 增島六一郎 英米法律

ノ實地ヲ研究スルノ後 第一着 殊ニ然

終ヒニ救フニ道ナキモノ少ナカラス 地方事件 依テ 通

信局 代理 鑑定辯護立 内外商業

取引等ニ關シ當初ヨリ相談 害失敗ヲ未萌 助力ヲ爲

且英國 倫敦 船船輻輳ノ中央ニ於 衝

突保險 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地ノ

君ト雖事件ノ情况ヲ御記送アラハ急速ニ 回答 セン但シ規則

第進呈 スヘシ 書ハ御申越次

東京日本橋區 本局 横濱居留地 出張所
檜物町六番地 六十番館

20131024

法學士渡邊安積講義

アンソ
ン氏**契約法**第十四編 定價金拾錢
郵税金貳錢

第一、四、六、七、八、九、十一編ハ各八錢ツ、
第二、三、五、十、十二、十三編ハ各拾錢ツ、
アンソン氏契約法ハ英吉利契約書中最モ
新シク最モ精覈ノモノニシテ英國大學校
我帝國法科大學及英吉利法律學校等ニ於
テ敎課書トナス者ナリ本書ハ慣習法衡平
法制定條例等ノ中ヨリ契約ニ關スル規則
ハ悉ク網羅シ英國現行法ハ一モ洩ス所ナ
シ●本書ハ先キニ出版ニ着手シタル以來
大ニ江湖諸君ノ愛讀ヲ辱シ許多ノ冊數ヲ
賣盡シタルニ不幸ニモ講義者事故アリテ
久シク中絶ノ姿ニ相成リ愛讀諸君ヨリ頻
リニ督促ヲ蒙リ恐縮ノ至リニ堪ヘス然ル
ニ今日ヨリ再ヒ舊業ヲ繼キ續々殘編ヲ出
版シ速ニ竣功スルコトヲ期スヘシ
但初編ヨリ御入用ノ御方ヘハ全部取揃ヘ
差出可申候

神田區神保町一番地

錦水堂

THE IGIRISU HORITSU
GAKKŌ TEXT-BOOK 英文法

律書

第一號第二號第三號出版セリ●第一號目
次○ブラツクストイン氏英法註釋○スミ
ス氏商法○スミス氏訴訟法●第二號目次
ブラツクストイン氏英法註釋○マークヒ
ー氏法律論綱○アンダーヒル氏私犯法○
アンソン氏契約法●第三號目次○アン
ダーヒル氏私犯法○アンソン氏契約法○
ブルーム氏英法註釋○スミス氏商法
神田錦町 神田小川町通
英吉利法律學校 錦水堂

明治十九年十一月廿七日(定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎

印刷人 大谷木備一郎

編輯人 澁谷慥爾

發行所 神田錦町貳丁目貳番地
英吉利法律學校